

位を撮影し送付する。

なお、病変部については、状態が確認できるように複数の角度で撮影するとともに、異常家畜の農場内での最近の移動状況を確認した上で、畜舎の外観、畜房内の同居の状況、隣接畜房との位置関係が分かる写真も撮影する。

(1) 牛について

- ① 外貌（全身について開口検査の前に撮影）
- ② 頭部（口唇周辺の流涎の状況、個体識別番号が分かるように、開口検査の前に撮影）
- ③ 上唇（粘膜面）、歯床
- ④ 口蓋
- ⑤ 舌（表面及び裏面。病変がない場合でも表面は撮影）
- ⑥ 鼻（鼻鏡、鼻腔）
- ⑦ 蹄（蹄冠部及び趾間。病変がない場合でも少なくとも1肢は撮影）
- ⑧ 乳頭

(2) 豚について

- ① 外貌（全身）
- ② 舌
- ③ 鼻（鼻端）
- ④ 蹄（蹄冠部及び趾間。病変がない場合でも少なくとも1肢は撮影）
- ⑤ 乳頭

2 一つの部位について必ず複数回撮影し、デジカメ等のモニターで拡大表示して鮮明な写真が撮影できていることを確認すること。（1枚当たりの画素数は80万画素相当以上とすること）

3 写真撮影を終えた時点で、衛生管理区域外に待機する検体搬送員にカメラを消毒して渡すか、Wi-Fiで画像データをタブレット端末等に転送する。データを受け取った検体搬送員は、写真を大画面に表示し、明瞭に撮影できているか確認した後、直ちに家保へ転送する。家保は家畜防疫対策課へデータを転送する。

4 写真の送付に当たっては、写真毎に病変の有無が分かるようにするとともに、当該病変についての家畜防疫員の所見を付すこと。

また、複数頭撮影する場合には、それぞれの写真がどの個体のものか分かるように、まず耳票（豚の場合は耳票または耳刻）を最初に撮影してから、病変を撮影すること。

■7 採材

異常家畜の病変部スワブとその同居家畜の口腔内及び鼻腔内スワブ及び血液の採材を行う。

発生初期では合わせて5頭、発生多発期には異常家畜のみ3頭を採材する。ただし、飼育頭数や症状の経過度合いによっては、これらの頭数に限定せず採材する。

なお、明らかに口蹄疫の症状とは異なる場合は採材しないが、類症鑑別が必要な場合は、畜主や届出した獣医師等に、その旨を十分に説明した上で検査に必要な材料を採取

する。

1 ウイルス学的検査のための検査材料

水疱、潰瘍、びらん、痂皮等を呈している部位の組織採材に当たっては、検査材料が0.5グラム以上必要なことから、鼻鏡、口腔、舌、蹄部等の病変部又は複数個体の組織材料をプールして差し支えない。

採材した検査材料は、滅菌された機密性の高いチューブ等に入れ、希釈液及び保存液は全てダルベッコPBS(-)（以下DPBSという。）を用い、グリセリンは加えないこと。

2 血清学的検査のための検査材料

分離材入り真空採血管を用いて血液を採取する。ヘパリン入り真空採血管では、液相競合ELISAできわめて高い確率で非特異反応が認められることから使用しないこと。

また、血液を凍結させ溶血した場合には検査に供することができないことから、凍結させないように保存すること。

3 その他

動物衛生課から指示があった場合には、プロバングカップを用いて食道・咽頭液を採取すること。DPBSと食道・咽頭液を等量で混合した後密栓し、直ちに容器の外側を適切な消毒剤等で消毒し、ドライアイス又は液体窒素を用い、 -70°C 以下で急速凍結する。

■8 家畜の所有者への指導

農場主に対しては、検査結果がでるまでの間、以下に示す異常家畜の所有者に対する注意事項について説明する。

1 確定前の指導事項

- ① すべての動物について、農場内に留め置き、場内でも移動させないこと。
- ② 当該農場の排水については、適切な消毒措置をするまでの間、活性汚泥槽などで処理されている場合を除き、可能な限り流出させないようにすること。
- ③ 畜舎の出入口は1ヶ所にし、農場及び防疫関係者以外は出入り禁止とする。
- ④ 家畜の所有者及び従業員は、緊急の場合を除き外出を控えること。外出する場合は、適切な消毒を行うこと。また、農場の物品は絶対持ち出さないこと。
- ⑤ 異常家畜及び当該家畜の排せつ物、生乳、精液等の生産物、敷料などは他の家畜と接触しないようにすること。

2 結果の判明は翌日以降に電話での連絡になることを伝える。

① 陰性の場合

・動物衛生研究所の検査で陰性が確認された場合でも、経過観察として、翌日以降立ち入りし、当該家畜及び同居家畜の臨床症状の有無、体温等の確認など健康状態の観察を行う（最長2週間）。

・動物衛生課との協議の結果、家畜の所有者又は民間獣医師の協力を得て健康観察を行う場合は、病状の進行、他の家畜への症状の拡がりなど何か異常があったら直ちに家保へ連絡するよう依頼する。

なお、経過観察の間は、以下の項目の遵守を指導する。

- ・特定症状が確認された場合の出荷及び移動の停止
- ・当該農場への関係者以外の者の立入制限
- ・当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養管理具等の消毒

② 陽性の場合

殺処分、埋却処分等の農場内での今後の防疫措置は、現地対策本部から担当者が改めて来場し、以下の流れで進むことを伝える。

ア 埋却地の準備等を依頼する。なお、付近住民への説明等（49ページに準じて）は県職員及び市町村職員が行うことをあわせて伝える。

イ 殺処分に先立って、疑似患畜、飼料等の汚染物品の評価を実施すること。

ウ 疑似患畜の殺処分と埋却及び農場内の汚染物品（飼料・敷料等）の埋却を実施すること。

エ 消毒可能な物品は汚染物品としての埋却対象とならないこと。

オ 埋却溝を埋め戻し、畜舎消毒が終了して初めて防疫措置が完了すること。

カ 家畜排せつ物の埋却処理が出来ない場合は、封じ込めた段階で防疫措置終了とし、一定期間の後たい肥化し、温度を上げることでウイルスの不活化を行うこと。

キ 家畜の再導入に当たっては、導入前に畜舎の消毒を1週間間隔で最低3回実施すること。

■10 農場退出

防護服を脱ぎ、検査に用いた器具はビニール袋に入れて密閉し消毒する。さらに車両の消毒を行う。

なお、農場から退出する前に、臨床検査の状況と退出時間を家保に報告する。

■11 報告書作成

家保に到着後、車両、検査器具を消毒し、シャワーをすませた後、異常家畜の症状等に関する報告、検体リスト、写真、農場見取り図等を整理し、家畜防疫対策課へ提出するための報告書を作成する。

■12 検体送付（送付に係る手続き 71ページ参照）

検体は宮崎家保のバイオハザード対策室で血清分離等の処理を行った後、専用容器に入れ、送付検体（血清・スワブ）は容器の外側を入念に消毒し、発泡スチロール容器に入れて空港貨物にて送付（空輸）する。

なお、空港貨物受付は、出発便の1時間前までに済ませることが必要なので、宮崎家保病性鑑定課は、病性鑑定班の農場退出時刻から推測されるおおよその帰着時間と検体処理時間を家畜防疫対策課に連絡する。連絡を受けた家畜防疫対策課は、海外病研究拠点及び東京事務所と協議し、東京への出発便を決定する。

病性鑑定依頼時に送付する書類

病性鑑定時には、下記の書類を各担当が作成し、家畜防疫対策課から動物衛生課に電子メールで送信する。

- (ア) 異常家畜の届出を受けた際の報告（防疫指針 別記様式1）
異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告（防疫指針 別記様式4）
 - (イ) 症状のデジカメ写真
 - (ウ) 検体送付リスト
 - (エ) 畜舎等の配置の平面図
 - (オ) 当該農場の通行遮断場所及び埋却地を示す地図
 - (カ) 当該農場を中心とする半径10km、20kmの制限区域を示す地図及び制限区域境界付近に設置する消毒ポイントの位置を示す地図
 - (キ) 防疫措置に必要な人員の一覧
 - (ク) 防疫措置に必要な資材と保管場所（調達先）
- ※ なお、(エ)から(ク) に関しては、遅くとも動衛研が行う遺伝子検査の結果が出る前に報告するものとする。

表7 病性鑑定に必要な携行資材

チェック	品名	数量	備考
<input type="checkbox"/>	防護服	立入人数分	
<input type="checkbox"/>	マスク	立入人数分	
<input type="checkbox"/>	手袋（短）、手袋（長）	各10	
<input type="checkbox"/>	軍手	5	
<input type="checkbox"/>	帽子	立入人数分	
<input type="checkbox"/>	ビニール袋（大）	5	
<input type="checkbox"/>	ビニール袋（小）	5	
<input type="checkbox"/>	懐中電灯	1	
	【血液採取用資材】		
<input type="checkbox"/>	分離剤入り真空採血管	10	
<input type="checkbox"/>	採血針（21 G）、（18 G）	各10	
<input type="checkbox"/>	ホルダー	3	
<input type="checkbox"/>	アルコール綿花(小袋に入れて)	1	
<input type="checkbox"/>	針入れ	1	
<input type="checkbox"/>	試験管立て	1	
<input type="checkbox"/>	マジック	1	
	【組織・スワブ採材用資材】		
<input type="checkbox"/>	はさみ、ピンセット（滅菌済み）	1セット	
<input type="checkbox"/>	針付きシリンジ（水疱液採取用）	10	
<input type="checkbox"/>	スワブ	10	
<input type="checkbox"/>	PBS入り遠沈管（大、小）	各 5	
<input type="checkbox"/>	発砲スチロール（氷入り）	1	
	【その他】		
<input type="checkbox"/>	体温計	2	
<input type="checkbox"/>	デジカメ(予備電池)	1	
<input type="checkbox"/>	ビルコン（小袋に入れて）	1	
<input type="checkbox"/>	バケツ、ブラシ	1	
<input type="checkbox"/>	噴霧器	1	
<input type="checkbox"/>	長靴	立入人数分	
<input type="checkbox"/>	長靴入れ	2	
<input type="checkbox"/>	履き替え用靴	立入人数分	
<input type="checkbox"/>	地図	1	
<input type="checkbox"/>	聞き取り表（耐水紙）、ボールペン、画板	1セット	
<input type="checkbox"/>	豚キーパー（豚の場合）	大小各2	

2 病性鑑定材料送付に係る手続き

■1 病性鑑定材料の送付に係る取扱い

ア 口蹄疫等の病性鑑定材料は、航空法（昭和27年法律第231号）第86条、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条及び関係告示等による規制を受けるため、旅客手荷物としての搬送はできない。

イ ただし、ウの規定を勘案すれば航空貨物扱いで搬送は可能となる。

ウ 病性鑑定送付材料を50ml又は50gまでとし、診断標本（ウイルスを移しやすい物質：人体に対し伝染性があるもの、動物に対し伝染性があるもの）として搬送すること。

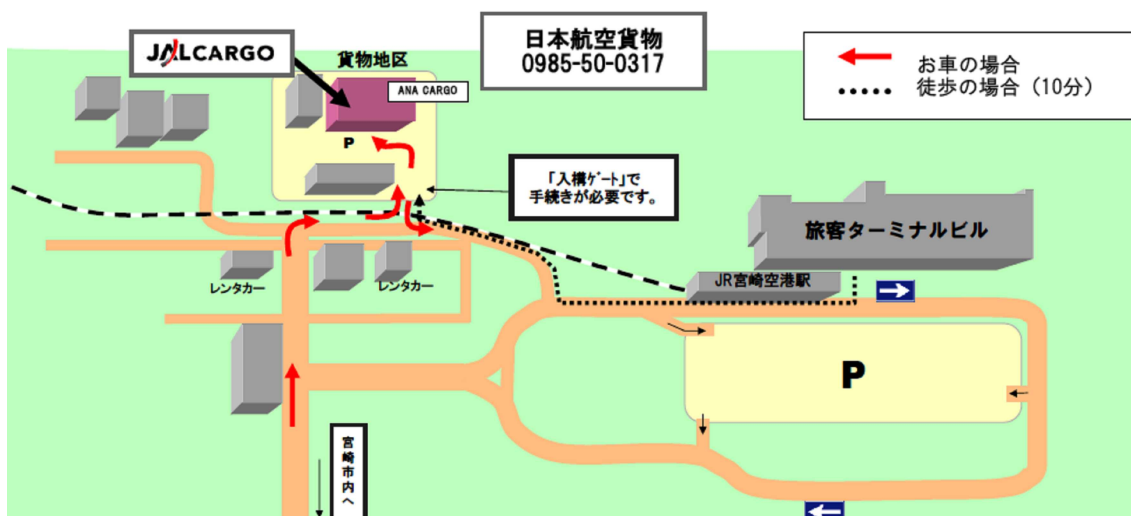
■2 搬送の方法

1 搬送の手続

- (1) 病性鑑定材料は、航空貨物として搬送し、東京事務所職員（以下「東京事務所」という。）が東京国際空港で受け取り、海外病研究拠点に搬入する。
- (2) 家畜防疫対策課は、あらかじめ、東京事務所と出発便、職員（受取）の調整を行い、空港貨物の受付に必要な、受取者の氏名と連絡先（携帯電話番号）を宮崎家保に伝える。
- (3) 宮崎家保は、病性鑑定材料輸送容器（国連規格容器 73ページ）を、直接航空会社の航空貨物に申し込む。

この場合、全日本空輸（ANA）又は日本航空（JAL）の宮崎空港事務所貨物担当責任者にあらかじめ電話で確認を取った後、航空会社の貨物受付に出発便の60分前までに outward、航空会社の所定国内貨物運送状に記入する等の手続を行う。料金を現金で支払い、領収書と運送状の控えをもらい、運送状の控えはその場で東京事務所にFAXする。また、航空機が出発した時刻を東京事務所へ電話連絡する。

【宮崎空港における配置図】



2 空港到着後の手続

東京事務所は、東京国際空港西貨物ターミナルに検体を受取に行く。

【羽田空港における配置図】



3 海外病研究拠点までの搬送

海外病研究拠点までは、東京事務所に搬送を依頼する。

東京事務所は、貨物受付（ANA又はJAL）に行き、危険物受取を申し出て手続を行う。受取後、海外病研究拠点に搬送する。

注）西貨物ターミナルへは西1号入口より侵入。入口で身分証を提示する。

■3 主要連絡先

全日空宮崎空港所	TEL 0985-51-2774
全日空貨物（羽田空港）	TEL 03-5757-5652
日本航空宮崎支店宮崎空港所	TEL 0985-50-0317
日本航空国内貨物（羽田空港）	TEL 03-5757-3105

3 病性鑑定材料輸送容器(取扱説明書)

■1 輸送容器

病性鑑定材料を搬送する際には、二重に包装する等の措置が必要とされており、破損、漏えい等がないように適切に収容する。なお、病性鑑定材料を格納する容器は、必ず「国連規格容器」を用いる。

■2 搬送に係る資材等

- ・クーラーボックス（18～24L）
- ・国連規格容器
- ・保冷剤（適量）
- ・試料を入れる蓋付きプラスチックチューブ
- ・充填材
- ・輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）
- ・目張り用ガムテープ
- ・病性鑑定依頼書及び検体リスト



【輸送容器】

■3 病性鑑定材料の包装

1 国連規格容器

病性鑑定材料を蓋付きプラスチックチューブの中に収容し、衝撃吸収クッションを充填した国連規格容器の中に入れる。国連規格容器の蓋をしっかりと閉め、容器の密封性を確認しながら、付属の段ボール箱に収める。

2 外部包装

段ボール箱に収めた国連規格容器をクーラーボックスの中央部に入れ、そのまわりに保冷剤を適量詰め込み、クーラーボックス内のすきまを充填材で埋める。

なお、搬送途中にクーラーボックスが開かないよう、蓋と本体をガムテープで固定する。

3 輸送許容物件表示ラベル

病性鑑定材料は危険物に該当するため、搬送に当たっては、クーラーボックスの表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）を貼付する。

4 ドライアイスを使用する場合

食道・咽頭液はドライアイスを用いて冷凍（-70℃以下）で輸送するため、下記に注意する。

- ① ドライアイスは一次容器（検体を触接入れる容器）及び二次容器（密閉容器）内に入れないこと。
- ② ドライアイスを入れる三次容器（外装容器）は、気化したガスが放散されるものを用いること。
- ③ 外装容器の表面には、ドライアイスを使用していることを表示すること。その際、「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」で示されたドライアイス（UN1845）用の危険性ラベルも併せて貼付すること。



4 移動の制限監視及び消毒ポイントの運営

■ 1 基本方針

現地対策本部の移動制限・消毒ポイント班は、県対策本部で決定された規制範囲、規制の期間に従って、移動・搬出制限区域内における偶蹄類の家畜等の移出入の制限監視及び消毒ポイントの設置とその運営を担う。

なお、移動制限・消毒ポイント班の中に、移動制限監視係及び消毒ポイント係を設置し的確な業務を行う。

※ 発生農場に通じる道路の通行遮断は、検査材料送付（疑い症例）後、現地対策本部と市町村が連携して実施する。（39ページ参照）

※ 発生が幹線道路付近で多発し、状況に応じてその道路の封鎖が必要となる場合は、県対策本部（移動制限班）及び当該市町村が連携し、関係機関の許可を得た上で実施する。

※ 九州内で口蹄疫が発生した場合、発生県から本県に進入する車両の消毒を行うため、必要に応じて、県境付近に消毒ポイントの設置を検討する。

この際、確実に消毒を実施するため、関係市町村の協力も得ながら、必要に応じて道路の封鎖や通行の規制をすることにより、通行者の協力のもと、消毒ポイントへの誘導を行う。実施に当たっては、誘導員の配置や標識の設置など、十分に安全性の確保を図るものとする。

■ 2 業務内容

移動制限・搬出制限区域の設定に伴って、消毒ポイントを設置し、移動制限の監視や車両の消毒を実施するが、選定された消毒ポイントの使用に当たって、管轄警察署への道路使用許可申請と交通安全確保のための人員配置、管轄土木事務所への道路占有許可申請と交通規制用資材等確保のための協力要請等は、現地対策本部の現地企画・総務班が行う。

1 役割分担（組織図75ページ）

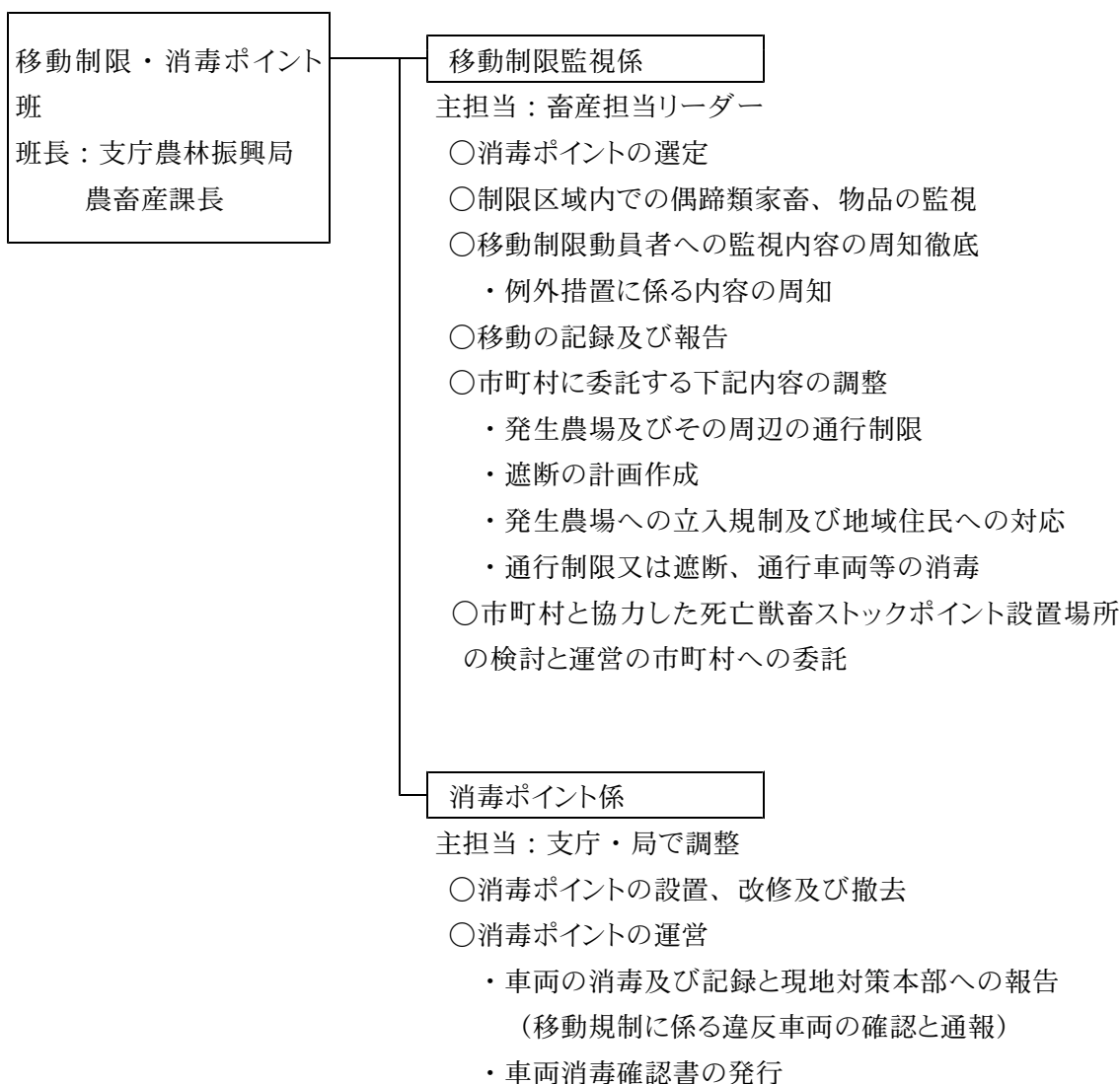
① 移動制限監視係

- ア 市町村に委託する発生地周辺の通行の制限又は遮断の調整・協力
- イ 消毒ポイントの選定（事前調整を含む）
- ウ 制限区域での偶蹄類家畜、その他物品の移動の監視
- エ 動員者への監視業務の周知（動員者が替わる毎に実施）
- オ 移動の記録及び現地対策本部への報告

② 消毒係

- ア 消毒ポイント全体の管理
- イ 消毒ポイントの設置、改修及び撤去
- ウ 消毒ポイントの運営
- エ 車両の消毒及び記録と現地対策本部への報告（毎日）
- オ 車両消毒確認書の発行

<移動制限・消毒ポイント班の組織図>



※ ただし、組織図及び各係の業務、業務体制の変更については、支庁・各振興局の状況等を踏まえた上で現地対策本部において判断できるものとする。

2 消毒ポイントの設置に係る留意点

検査材料送付（疑い症例）の後、消毒ポイントの設置場所及び設置数を市町村と調整・選定し、消毒ポイント候補地として県対策本部移動制限・消毒ポイント班の消毒ポイント係と協議の上、決定する。（関連 41ページ）

① 設置場所の留意事項

- ア 原則、「消毒ポイントの考え方（77ページ）」に基づき選定する。
- イ 交通安全対策及び作業員の安全確保、給水等の観点から、大型車両の誘導、停車可能なスペースが確保できる場所に引き込み式のポイントを設置することが望ましい。
- ウ 地権者の同意が得られる場所とする。
- エ 深夜の作業による騒音、照明など住民及び農作物等へ支障を与えない場所を設定するとともに周辺住民の理解と同意が得られる場所とする。

オ 消毒薬の飛散等による周辺環境への影響がないよう十分配慮する。

カ 効率的な運営を行うため、設置後であっても車両の通行状況や周辺環境等に応じて柔軟に消毒ポイントの改廃を行う。

② 設置箇所数について

設置箇所数については、県対策本部、市町村等と協議し、発生状況及び地理的条件を踏まえた上で決定するものとし、効率的な配置を行う。

また、市町村設置の自主消毒ポイントとの適正配置についても十分考慮する。

なお、県境に設置する場合は、県対策本部は、防疫連携申合せに基づき、効率的な配置や運営について隣接県と十分に協議する。

③ 人員配置

班編成は、原則として県職員、市町村職員、関係団体職員等により構成する。

ア 消毒・監視作業は、人員の健康管理に留意し、無理のない配置を行い、原則として24時間体制（8時間3交代制）とする。

イ 安全性確保及び発生状況等に応じて、県対策本部との協議の上、民間警備員、会社の社員等を員外部委託により配置することができるが、その際、監視作業が滞ることのないように、原則として消毒ポイント1か所当たり最低1名以上の県職員等を配置する。

④ 消毒薬希釈用水

消毒薬希釈用水の水源確保や給水体制等を市町村等と十分協議する。

3 資材

チェック	リース物品等機材名	チェック	資材名
<input type="checkbox"/>	移動制限・予告告知の立て看板	<input type="checkbox"/>	防護服・マスク・ゴーグル
<input type="checkbox"/>	消毒ポイントの表示板及び予告看板	<input type="checkbox"/>	ゴム手袋・軍手
<input type="checkbox"/>	消毒薬、動力噴霧機、薬液タンク	<input type="checkbox"/>	カッパ、ゴム長靴
<input type="checkbox"/>	仮設トイレ	<input type="checkbox"/>	記録簿等
<input type="checkbox"/>	コンテナハウス（休憩所）	<input type="checkbox"/>	筆記用具・ガムテープ等
<input type="checkbox"/>	テント（三方幕込み）	<input type="checkbox"/>	出勤簿
<input type="checkbox"/>	椅子、テーブル	<input type="checkbox"/>	時計・救急箱・乾電池
<input type="checkbox"/>	携帯電話（充電器を含む）	<input type="checkbox"/>	消毒用車両記録簿・画板
<input type="checkbox"/>	照明器具（バルブライツ等）、懐中電灯	<input type="checkbox"/>	消毒用スタンプ、スタンプ台
<input type="checkbox"/>	赤色灯、赤色回転灯、セフティコーン	<input type="checkbox"/>	ゴミ袋
<input type="checkbox"/>	発電機（電源の確保）	<input type="checkbox"/>	ガソリン・灯油・軽油
<input type="checkbox"/>	湯沸かし器・ストーブ・やかん	<input type="checkbox"/>	踏み込み消毒槽・消毒スプレー容器
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	スプレー用消毒液（イタール等）
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	トイレット・ティシュペーパー
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	灯油給油用ポンプ
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	工具類（レンチ等）
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	シールテープ等（動噴補修用）
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	作業手順・注意事項等 ^ホ スター
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	路面用凍結防止剤

※ 必要に応じて飲料水や手洗水を準備する。

4 消毒ポイントの考え方

(1) 消毒の方法

消毒の方法は、設置場所や消毒対象車両等に応じ、以下の方法を選択又は併用する。

- ① 動力噴霧機
- ② 消毒マット
- ③ 薬液をプール式に貯水した消毒槽
- ④ 車道へ薬液の直接散布（流下式）
- ⑤ 散水車による車道への薬液散布

(2) 消毒の対象車両の区分

- ① 畜産関係車両（畜産関係施設等に出入りする車両、飼料運搬車）
- ② 一般車両（畜産関係車両以外の車両）

(3) 県消毒ポイントの考え方

県消毒ポイントは、県が運営するが、発生農場入り口は、運営を市町村等に依頼する。県消毒ポイントを設置する場所は、原則下記の場所とする。

- ① 発生農場入り口（市町村等に運営を委託）

検査材料の送付（疑い症例）から病性決定までは家保が対応し、病性決定後は発生市町村等へ運営を委託する。

（場所）発生農場通行遮断付近。

（方法）動力噴霧機で全車両消毒。

（留意事項）散水車による周辺道路の消毒も併せて実施可とする。

- ② 発生農場周辺付近（市町村等に運営を委託する。）

（場所）発生農場周辺（農場から概ね1kmの範囲内）の通行車両の多い道路。

（方法）動力噴霧機又は消毒マットで全車両消毒。

（留意事項）散水車による周辺道路の消毒も併せて実施可とする。

- ③ 移動制限区域ライン（概ね10km付近）

（場所）移動制限区域ライン付近の通行車両の多い道路付近

（方法）畜産関係車両の動力噴霧機による消毒、一般車両を含めた全車両消毒の場合は、消毒マット又は消毒槽などを併設。

（留意事項）地形や交通量を勘案して対応するが、大型車両の誘導、停車可能なスペースが確保できる公共機関の駐車場などに引き込み式のポイントを設置することが望ましい。

- ④ 搬出制限区域ライン（概ね20km付近）

（場所）搬出制限区域ライン付近の通行車両の多い道路付近

（方法）畜産関係車両の動力噴霧機による消毒、一般車両を含めた全車両消毒の場合は、消毒マット又は消毒槽などを併設。

（留意事項）地形や交通量を勘案して対応するが、大型車両の誘導、停車可能なスペースが確保できる公共機関の駐車場などに引き込み式のポイントを設置

することが望ましい。

⑤ 主要防衛ライン

(場所) 発生状況を踏まえて、前述消毒ポイント以外に、緩衝地帯となりうるような川や山などを防衛ラインと位置づけ、その周辺に設置

(方法) 設置場所に応じた消毒方法を採用

(留意事項) 川の場合は、橋を利用するなど車両が通行せざるを得ない場所を選定する。

⑥ 高速道路

(場所) 制限地域内及びその境界付近の高速道路のインターチェンジ。

(方法) 原則として、インターチェンジの入り口には消毒槽、出口には消毒マットを設置する。

(留意事項) 設置に関しては、高速道路管理者と協議を行い、設置を依頼する。

⑦ 県境付近の道路（隣県で発生した場合）

(場所) 該当する市町村や関係機関と連携し、通行量や重要度を考慮しながら、県境付近の道路の封鎖や通行規制、消毒ポイントを設置する路線を検討する。

(方法) 原則として、発生地域を通して県内に進入する全車両を対象に消毒マット等による消毒を実施。

⑧ と畜場で発生した際の消毒ポイント

(場所) と畜場を中心とする概ね半径1kmの移動制限区域ライン付近の通行車両の多い道路付近。ただし1km以内に家畜飼養農場及び関連産業がない場合には設置しなくてもよいものとする。

なお、出荷元農場については、上記①～④に準じて設置する。

(方法) 畜産関係車両の動力噴霧機による消毒を行う。

(4) 自主消毒ポイントの考え方

市町村や関係団体等が自主的に設置・運営する自主消毒ポイントの設置場所については、県消毒ポイントの設置場所を考慮して、適正配置に努めるものとする。

■3 消毒ポイントの運営

消毒ポイントは、可能な限り速やかに設置し、病性決定後速やかに稼働できるように準備する。

また、消毒の方法は以下に示す設置イメージを参照し、地理的条件や周辺環境への影響を考慮する。さらには交通安全対策、周辺住民への配慮を十分に行う。

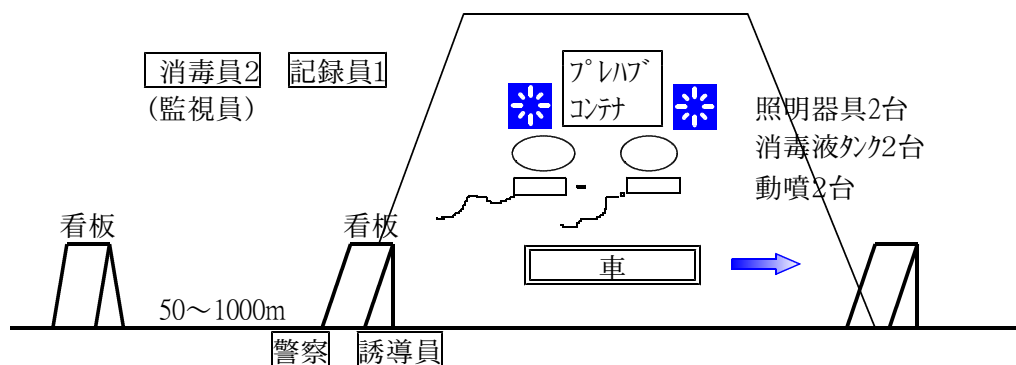
1 動力噴霧機(引き込み式)

(方法)

道路付近で大型車両が停車できるスペースを確保し、その場所へ車両を誘導した後に消毒する方法



(簡易図)



(留意事項)

運転者に周知する看板をポイント手前（50～1000m）に設置し、誘導員は主に畜産関係車両と判断したものを消毒ポイントに誘導する。

なお、運転手及び同乗者を下車させ、備え付けの踏み込み消毒槽等で靴底消毒をさせるか、消毒スプレーを運転手に手渡し、靴底消毒等を行わせるとともに、消毒スプレーにより車内の消毒を実施させる。

※ 冬季に設置する場合には、定期的に試運転をするなど、凍結防止対策を行うこと。

※ 動力噴霧機のホースを車輛がまたぐ場合は、ホースの破損防止のためホースカバーを設置する。

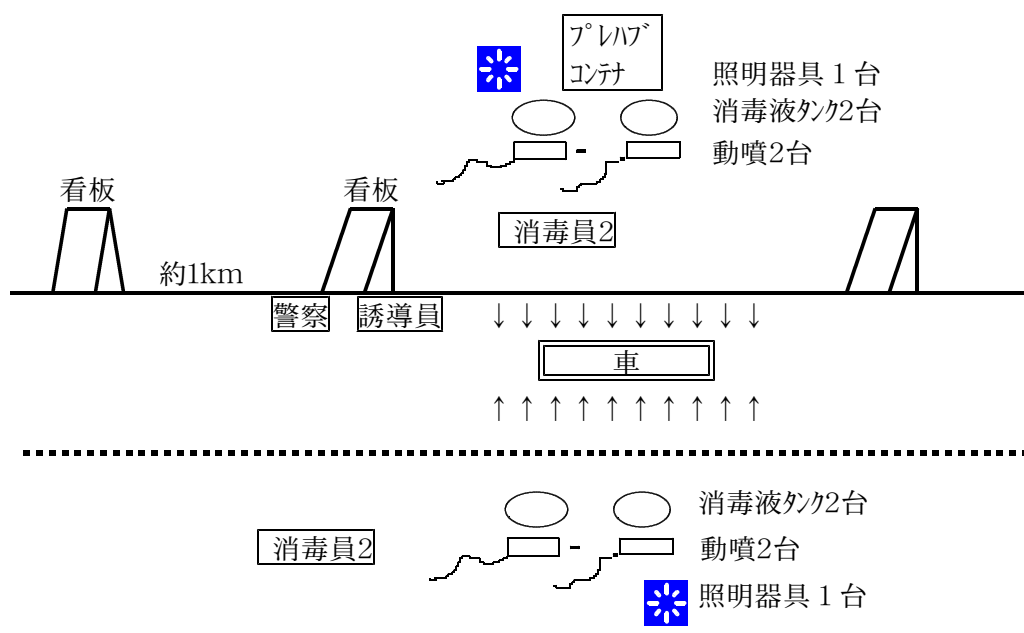
2 動力噴霧機(全車両型)

(方法)

道路上で車両の両側から噴霧できる安全な場所を選定し、すべての車両を徐行させながら、消毒する方法



(簡易図)



(留意事項)

運転者に周知する看板をポイント手前（約1km）に設置する。全車両に消毒薬を噴霧するため、窓を閉めるように事前周知をすること。さらに、誘導員は最徐行を促すこと。

※ 冬季に設置する場合には、定期的に試運転をするなど、凍結防止対策を行うこと。

3 消毒マット(全車両対応型)

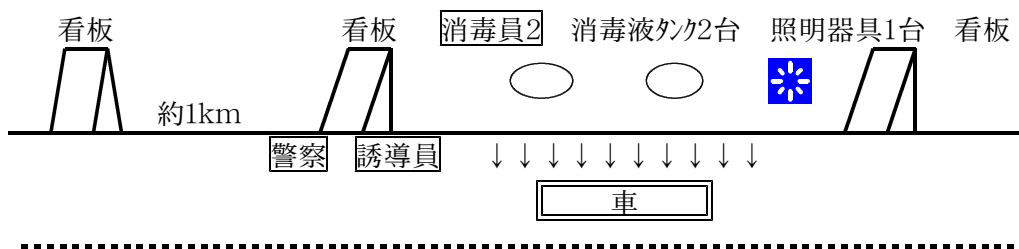
(方法)

道路上でタイヤのみを消毒するためにマット等を利用した消毒方法で、すべての車両を徐行させながら、消毒する方法

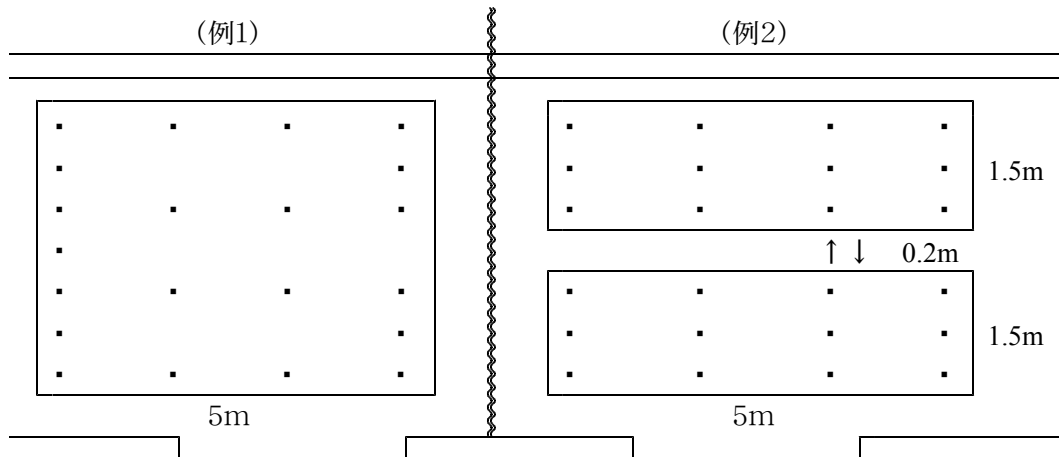
※冬季は凍結が想定されるため、最徐行を促す電光看板等の設置や誘導員等の配置を行うとともに、消毒マット等が凍結し危険な場合は当該方法以外を選択すること。さらに、雨天時は消毒液の濃度が低下するので留意すること。



(簡易図)



(マット設置案)



※ 点は杭の位置を示す。マット素材は、絨毯や建築資材の不織布などを使用。マットを留める杭（ピン）が抜けると危険なことから、常に確認を行う。

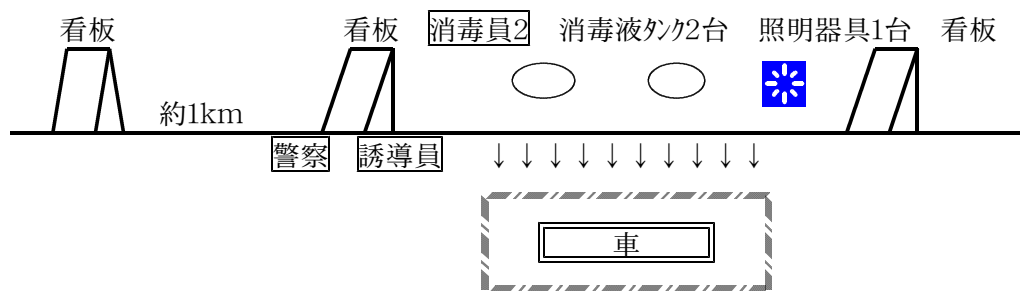
4 消毒槽(全車両対応型)

(方法)

道路上に薬液をプール式に貯水した消毒槽でタイヤのみを消毒する方法で、すべての車両を徐行させながら、消毒する方法



(簡易図)



※道路上にアスファルトでプールを造る。設置及び撤去については建設業者に依頼し、夜間作業で実施する。

(留意事項)

二輪車は、転倒する可能性が高いため、十分に減速させること。

また、冬季の実施は凍結防止対策を十分に施す。さらに、雨天時は、消毒薬の濃度が低下することに留意する。

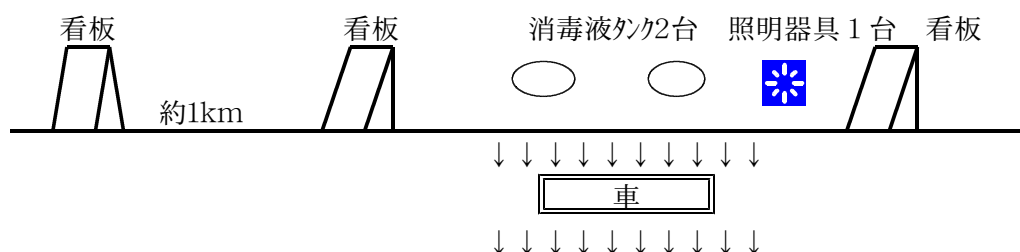
5 流下式消毒(全車両対応型)

(方法)

道路上に薬液を直接的に散布し、タイヤのみを消毒する方法で、すべての車両を徐行させながら、消毒する方法



(簡易図)



※ 主に片勾配に設置することが望ましい。ただし、平地に設置する場合は、道路に配管を行い、道路中心部から流下させる方法がある。その場合、道路管理者に十分相談した上で施行すること。

※ 2輪車は転倒する可能性があるため、カーブ付近には設置しない。

(留意事項)

薬液管理者が巡回管理を行うことで、常時、誘導者及び消毒者は不要。ただし、運転者に周知する看板をポイント手前（約1km）に設置し、事前周知をしっかりと行うこと。

また、冬季での実施については、凍結防止対策を十分に施すこと。さらに、雨天時は、消毒薬の濃度が低下することに留意すること。

6 散水車による消毒

(方法)

散水車により車道を消毒する方法



(留意事項)

主に発生地周辺の道路を入念に消毒する。

散水時は徐行（15～30km/時）し、消毒薬の希釈倍率は、薄めに設定する。

なお、道路周辺の作物などへのドリフトに十分注意する。

幹線道路などを消毒する場合は、国土交通省の散水車両（主に10t車両）の貸し出しを受けることができる。その際は、オペレーターの手配を県で行う。

なお、国土交通省の貸し出し車両は、大型であるため、道幅の狭い道路を消毒する場合は、リース車両等により対応する。

※ 冬季に設置する場合には、定期的に試運転をするなど、凍結防止対策を行うこと。

■5 作業手順

1 消毒ポイント設置の初日の手順

消毒ポイントの設営は、消毒ポイント係が行う。

設営時期については、病性決定後、可能な限り速やかに設置を行い、消毒を開始する。

(ポイント設営の手順)

① 消毒機材等を準備する。

- ・ 動力噴霧機、タンク・・・消毒ポイント係や市町村等が、調達先から現地に持ち込む。(ガソリン等の調達方法は、給油券の関係などについて現地対策本部資材班と十分に協議を行う。)

- ・ 消毒薬・・・消毒ポイント係や市町村等が現地に持ち込む。

注1：消毒ポイント周辺の排水に注意し、消毒薬による汚染を防止する。

注2：消毒ポイントでは複数の係員が作業を行うことから、薬剤の希釈作業の記録は確実に行う。

② 水（消毒薬希釈用）・・・水源の確保を市町村等に依頼し、水を確保する。

水源が近くにはない場合には、給水タンク車で運搬する。

③ 消毒ポイント告示板・・・消毒ポイント係が設置する。

④ その他の消毒機材等を準備する。

- ・ 発電機、投光機、赤色灯、コンテナハウス、移動トイレ等をリース会社に手配し、現地に搬入・設置する。

- ・ 防寒、暑熱対策も考慮する。

⑤ 動力噴霧機の取扱いや車両等消毒の予行演習を行う。

⑥ ガソリン等の取り扱いについて、注意喚起の表示を行う。(火気厳禁、コンテナ・テント内に置かない等)

2 消毒作業手順

① 現地対策本部（移動制限・消毒ポイント班）から指示された消毒ポイントに集合する。

② 消毒ポイント責任者が点呼、人員確認し、作業要領、作業手順の確認を行う。

③ 各業務に必要な防護服、マスク、手袋、ゴーグル、ゴム長靴、カッパ等を着用する。

④ 消毒作業手順

(誘導員)

対象車両を消毒ポイントに誘導する。

(記録員)

ア 防疫指針に基づき、防疫のために車両等の消毒を実施していることを説明し、消毒の協力を求める。チラシや看板等での周知でもよい。

イ 移動制限、搬出制限に係る車両については、区域外に移出できないことを説明する。チラシや看板等での周知でもよい。

注1：停止を振り切るような車両がある場合には、車両ナンバーを確認し、移動制限監視担当に報告する。移動制限監視担当は、現地対策本部に内容を報告する。

ウ 消毒の実施後、運転手が求める場合は「車両消毒確認書」（様式3 199ページ）に消毒済の証明印を押印して渡すとともに、車体ナンバーを確認し、車両消毒台帳に日時、車両ナンバー、車両区分（飼料運搬車、畜産関係車両等）、通行許可車両の場合は、許可証交付番号・回収番号、及び備考（どこから→どこまで）を記録する（様式4 200ページ）。記録対象は畜産関係車両のみとし、一般車両については、先方の都合に応じて対応し、台数カウントのみとする。

※ 交通量が多い場所においては、時間、車両ナンバー、車両区分のみの記録に簡素化できるものとする。

（消毒員）

ア 荷台や運転手の足回りを含めて車両の消毒を実施する。

注1：消毒薬の希釈が適正であるかを確認する。特に効能が気温に左右されるため、希釈倍率については消毒ポイント係に確認を行う。

注2：消毒は、基本的に車両の全ての面を実施する。特に車両のタイヤ周り及び車底を徹底する。なお、薬剤が家畜の体や積荷にかからないように十分に注意しながら消毒する。

- ⑤ 消毒台数確認のための集計表に定時的に消毒台数を記入するとともに、定時的に消毒ポイント係に報告する。移動制限監視係は、現地対策本部にその内容を報告する。ただし、消毒マットや消毒槽の場合は台数カウントを行わないものとする。
- ⑥ 交代時には、作業内容や機材の故障・燃料等の発注状況や消毒薬希釈用の水残量等について、次の班に確実に伝達する。
- ⑦ 消毒ポイント作業記録に、消毒した車両数と車両区分毎の内訳の集計等を記載する。
- ⑧ 使用済の防護服及びマスク、手袋等の消耗品は使い捨てなので、すべて防疫資材用ゴミ袋に詰め込む。ゴミ処理については各地域における方法によるものとする。
- ⑨ なお、作業に関わった作業員の靴底及び車両について帰宅前に十分に消毒する。

■6 移動制限区域及び搬出制限区域内における制限について

1 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は次に掲げるものとする。

- ① 生きた家畜
- ② 発生農場及び発生農場から半径 1km 以内の農場で搾乳された生乳（発生状況確認検査で陰性が確認された農場を除く。）
- ③ 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ④ 家畜の死体
- ⑤ 家畜排せつ物等
- ⑥ 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

2 移動制限区域内の家畜集合施設の開催等の制限

防疫対策班は動物衛生課と協議の上、次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

① と畜場における新たな家畜の受入業務

判明時に既に受け入れている生体のと殺や処理途中のと体の処理等は実施可能。

② 家畜市場、家畜共進会等における新たな家畜の受入業務

判明時に既に受け入れている家畜については、原則として会場内で飼養する。

③ 新たな放牧の実施

放牧中の家畜については、当該放牧場に収容可能な畜舎がある場合には放牧を停止して舎飼いにする。

3 搬出制限区域内の家畜集合施設の開催等の制限

防疫対策班は動物衛生課と協議の上、次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

① 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物

② 放牧

4 制限区域内における違反車両の取扱い

制限区域内において違反車両を発見した場合の手順

① 違反車両を発見した場所に停車させる。

② 運転手に対し、概要を説明し、一時的に停車させることを了承させる。

③ 状況調査を実施する。

調査内容：車両ナンバー、運転手の氏名及び連絡先、搬送物品の具体的な内容、所属団体及び連絡先等の情報を入手する。

④ 現地対策本部移動制限監視担当へ報告。なお、移動制限監視担当が判断できない案件については、県対策本部移動制限・消毒ポイント班へ報告し、判断を仰ぐ。

⑤ 県対策本部の判断結果に応じて、違反車両の対応に当たる。

5 制限の対象外

発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、やむを得ない場合には、家畜防疫員が家畜に臨床的に異状が無いことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体、排せつ物等、敷料又は飼料について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒することを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

■1 移動制限区域内の家畜の死体、敷料及び家畜排せつ物等の処分のための移動

(1) 移動のための申請

死亡家畜や使用済みの敷料、家畜排せつ物を移動させようとする者（以下「申請者」という。）は、農場が所在する市町村を通じ、家保（現地対策本部例外協議確認班）へ申請する。

申請者は、死亡家畜の移動の場合は様式6（202ページ）、使用済みの敷料又は排せつ物（以下「家畜排せつ物等」という）の移動の場合は様式9（206ページ）により、市町村を通じ家保へ、氏名、畜種、飼養頭数、住所等を申請するとともに、農場から処理施設あるいは埋却地等までの地図もあわせて提出する。ただし、申請者が作成困難な場合は市町村が代行することができるものとする。

(2) 家畜防疫員による確認

移動の申請を受けた家保は、農場内の全ての家畜の異状の有無を確認した後、当該死亡家畜及び排せつ物等の保管状況を確認し、異常がなければ、様式7（203ページ）又は様式10（207ページ）により移動の許可を与える。

なお、死亡家畜の移動の際は、「死亡家畜移動指示書」（様式8 204ページ）を農家へ渡し、指示書に示された方法により移動するように指示する。

(3) 死体の一時保管のための施設（ストックポイント）

移動制限区域内に家畜の死体を処理する施設がないか、あるいは例外措置により移動させることでウイルスをまん延させる可能性がある場合等においては、死亡家畜を移動制限解除まで移動制限区域内に設置したストックポイントの冷凍庫へ保管する。

設置場所は、まん延防止と環境面に留意し、近くに畜産農家がなく、運搬車両等の取り回しが容易な場所で、かつ、電源（三相電源）や消毒に使用する水の確保等も考慮し、選定を市町村に依頼する。場所が決定したら、現地移動制限・消毒ポイント班の移動制限監視担当は、県本部資材班に連絡し、冷蔵コンテナの設置を依頼する。

なお、現地移動制限・消毒ポイント班は、資材班と連携して、ストックポイントに必要な資・機材（フォークリフト・動力噴霧機、必要に応じて鉄板、ブルーシート、コンテナハウス等）を準備する。

また、設置後の家畜の搬入は、へい獣処理業者が行うが、冷蔵コンテナの管理については、市町村に依頼する。

(4) 死亡家畜及び家畜排せつ物等の移動

死亡家畜の移動は密閉車輛等を用いることが望ましいが、密閉車輛等がない場合は不浸透性のシートで死体を包む等により、荷台から液体等の漏出がないように留意するとともに、積み込み前後に車両表面全体を消毒する。さらに、死亡家畜を目的地で下ろした後は、荷台や輸送容器を含め車両の消毒を行う。

家畜排せつ物等の移動は、運搬車に積載した後、ブルーシートを被せ散逸防止措置をとった上で実施する。移動先では、シートを敷き、その上に下ろし、さらに上からシートを被せる。また、尿およびスラリーは漏れ出さないよう密封した後移動する。

移動させた家畜排せつ物等は、移動制限解除後に堆肥として利用する。

死亡家畜及び家畜排せつ物等の移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分消毒する。また、移動時には制限の対象外となっていることを証明する書類（様式8及び様式10）を携行し、消毒ポイント等で提示する。

■2 移動制限区域外の家畜の死体の処理施設への移動

死亡家畜の処理施設が移動制限内にある場合、動物衛生課と協議の上、制限区域外の家畜の死体を制限区域内の処理施設に移動させることができる。

この場合、移動制限内の農場には立ち寄りないようにするとともに、移動の前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、処理場においては、以下の対応をとる。

- ① 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。
- ② 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 化製処理の完了後直ちに、処理施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

なお、運搬車両は、処理施設を出発した後、車両消毒ポイントで消毒し、他の農場での死体収集は行わず会社に直帰して、さらに十分な車両消毒を実施すること。

■3 制限区域外の家畜等の通過

- (1) 制限区域外の農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

なお、協議が整ったら、県対策本部は現地対策本部例外協議確認班に指示し、消毒ポイントや関係者等にその旨を事前に周知する。

- (2) 通行許可を受ける車両は、指定された入口の消毒ポイントで消毒を行い「車両消毒確認書」（様式3 199ページ）に確認印を押印後、通過許可車両（様式4 200ページ）の交付を受け、運転席前面に掲示して指定されたルートを通行し、出口の消毒ポイントで消毒を行い返却する。

■4 その他

原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（発生農場から半径5km以内の区域を除く）への家畜等の移入に関する制限の対象外を設けることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

6 資材等の調達・供給

■1 資材班の役割

資材班（県対策本部、現地対策本部）は、防疫措置に必要な機材、資材（以下「資材等」という。）を、発生農場及び埋却地等（以下「農場等」という。）へ適時、的確に供給及び措置終了後の資材等の撤収を担う。

ただし、平時における資材等の備蓄等は、迅速な初動対応が行われるよう、家畜防疫対策課が調整して各家保で計画的に補充し、管理保管する。

県対策本部、現地対策本部設置後は、それぞれの対策本部において防疫措置が滞ることのないよう資材班の人員、車両、資材等の保管場所の確保を行い、その役割を果たす。

また、農場等での欠品、不足は、即座に防疫作業全体の遅延に直結するため、欠品に至らないよう、仮に至った場合にも的確な対応ができるよう、調達、配送、回収等の管理についても組織的に対応する体制を構築する。

■2 資材班の担当業務と体制

現地対策本部の資材班は、資材調達係、資材受入・配送係、資材回収係で構成（表8）し、感染多発期などに必要に応じて動員者もその対応に当たる。体制構築後は、家保に備蓄されている資材等を、速やかに現地対策本部資材班へ引き継ぐとともに、その機能も移行する。

表8 現地対策本部資材班の体制表

担当業務	感染初期（初動対応時）	感染多発期
班長	全体総括（1名）	全体総括（1名）+補佐（1名）
資材調達係	在庫管理（1名） 資材発注・会計（1名） 機材発注（1名）	在庫管理（1名）+動員者 資材発注・会計（2名） 機材発注（1名）
資材受入・配送係	資材検収（1名） 配送手配（4名）	資材検収（1名） 配送手配（2名）+動員者
資材回収係	※上記全員で対応	回収（2名）+動員者 再利用（1名）+動員者
担当者数	合計 9名	合計12名+動員者

※ 動員者は、発生状況に応じて増減する。

1 班長

主な業務は、県対策本部の防疫方針に沿って、資材班の人員確保を行うとともに、防疫措置方針や情報を把握しながら、作業が停滞することないよう、措置完了まで資材等の供給全般を総括し、現地対策本部における連絡調整等を担う。

(1) 人員の確保

資材班の人員確保にあたっては、県対策本部動員班に依頼し確保する。

初動の防疫資材等の配送については、各家保等に備蓄している資材等を現地へ配送する。その積込みに緊急的に人員を必要とすることから、配送が必要となる家保等が所属する地方連絡協議会等と連携して必要な人員の確保を行う。

なお、資材班の機能を維持するためには、農場等での防疫措置に従事する従事者数の1割にあたる人員の確保が必要不可欠である。

(2) 運搬車両・重機の確保

資材班が確保する防疫措置に必要な車両及び重機は、資材等の配送及び回収に必要な運搬車両（トラック、フォークリフト等）と、家畜の殺処分等で使用する重機が主なもので、確保する資材の量や先遣隊が調査した事前調査票（様式13 210ページ）を基本に、必要台数をレンタル等により確保する。なお、資材班が農場へ資材等を配送するためのトラック（出来れば2～3t車）を配送係の2～3人に1台の割合で併せて確保する。

配送箇所、量が多くなる場合には、県トラック協会に依頼して、地元運送業者に配送の委託も行う。

さらに、農場等での取水が困難で、消毒水の確保が必要な場合は、散水車や消毒用タンクを積載した車両等をレンタルし、市町村と協力して消毒水を確保する。

防疫作業が夜間となる場合には、埋却地等への投光車の確保も検討する。また、国土交通省河川国道事務所からの照明車の借受についても検討する。

また、埋却に必要な重機等（バックホウ、鉄板、オペレーター、必要に応じて防疫フェンス設置）については、埋却班及び発生市町村と連携し建設業協会等への手配を行う。

なお、レンタル車両等の管理を確実にを行うために、車両返還まで運行簿や鍵の管理を行うこととし、給油券についても発行・管理を適切に行う。

(3) 保管場所の確保

防疫作業に支障を来す最も大きな原因は、資機材の不足や欠品であり、資材等の保管については余力を持って備蓄できる場所を確保する必要がある。また、人員、車両の増員に対応できる資材等の保管場所が必要不可欠であり、積み下ろしがしやすく、施錠等の管理が可能な施設等を確保する。

また、農場内で防疫措置に使用された資材等は、汚染物品扱いとなり、防疫措置終了後これらの資材等を回収し、再利用する回収資材拠点も合わせて確保する。その際、未使用の資材等の保管場所とは隔離された場所が必要となる。

以上のことから、資材等の保管及び回収場所は、農場等への資材等の供給、動員者の集合・休憩、回収した資材の再利用が可能な広大なスペースが確保でき、かつ発生地域

に近い公共施設等を確保することとする。

(4) 配送計画

資材等の配送計画を立てる場合は、農場等における防疫作業計画に基づき作成するが、その際、市町村に依頼して農場等近辺の地図を作成し、配送計画の経路・動線も併せて設定する。

また、担当者間（送り手、運び手、受け手）で連絡を密にし、連続的な業務（調達、配送、回収）が行えるようにする。

2 資材調達係

資材調達係は、資材等の調達、農場等への配送準備及び在庫管理を行うとともに、業者等への資材等の発注・納品等の会計業務も併せて担う。

なお、防疫措置や消毒ポイントに従事する担当者間（家畜防疫員、資材班、動員サポート班）の情報共有が疎かになると、必要な資材等の確保の遅れや重複発注する事態が生じるなど、混乱を招くことになるので、情報の共有を的確に行う。

(1) 資材等の調達、輸送準備

農場等へ輸送する場合、先遣隊の事前調査に基づく防疫作業計画に沿って、農場毎に資材等数量確認表を作成し、効率的な配送準備と確認作業を行う。

殺処分に必要な資材等は農場へ派遣される家畜防疫員（現場リーダー）へ、埋却に要するものは埋却班に、必要資材等の内容、数量、納品場所を確認すること。複数農場へ輸送する場合は、混乱が生じやすいため、輸送する資材等の種類、量、輸送先、納品場所の確認を徹底すること。初発に際しては、概ね15t程度（積載量3tのトラック×5台）の資材等の輸送が必要となる。

また、箱詰め資材については、輸送及び分別の効率化を図るため、箱の外側に品名、数量、納品場所を記載する。

(2) 資材等調達先の確保

資材等の調達先は、事前に家保が作成している「防疫資材等緊急調達先一覧表」に基づき調達を進める。また、調達状況に応じて調達先の追加・修正を適宜行い、最新の情報を班員で共有し、主任者の不在等による作業停滞を防ぐこと。

なお、防疫措置にかかる主な資材等は表9（99ページ）のとおりであるが、作業状況に応じて、新たな資材等が必要となり、現場リーダーの要請を受けた場合は、県対策本部及び現地対策本部に判断を仰ぎ、適宜調達する。

(2) 多発期における資材等の確保

多発期において、複数の農場等に配送が必要な場合は、先遣隊の事前調査に基づく防疫作業計画が複数になることから、必ず発生農場等毎に資材等数量確認票を作成し、効率的な配送準備と確認作業を行う。

(3) 不足資材等の発注

資材等が不足する状況では、発注先を保管場所へ直接配達できる業者とし、その際、作成する発注、納品等の関係書類は、会計業務がスムーズに行えるようファイルに整理・保管して、台帳を整備する。

夜間及び早朝、休日では、緊急調達先の販売業者、リース業者及び運送業者への連絡がついても、実働が翌日になることもある。特に資材等の供給は販売業者ではなく、製造業者に依存するため、休日等で資材等が動かないことがある。

また、大型連休や年末年始のような長期休暇では、その間の使用量、納品時期等を考慮し発注する。ただし、大量に発注する場合は、保管場所の許容量を確認の上、総括班長の承認を得ておくこととする。

国から提供される備蓄資材も、輸送には時間がかかるため、時期を逸しないように依頼するなど留意が必要である。

さらに、防疫連携申合せにおいて、防疫連携県は、発生県で防疫資材・機材等に不足が生じた場合には、提供あるいは貸与について協力することになっていることから、必要な場合には、家畜防疫対策課防疫指導担当（家畜衛生主任者）から幹事県を通じて提供を依頼する。

(4) 管理

資材等は、雨水により容易に劣化するものもあるため、それらに留意し、在庫管理がしやすいように資材の種類、サイズごとに整理して管理する。

また、納品、配送の数量を確認して、毎日資材等在庫管理表のデータを更新する。

さらに、資材等在庫管理表を適宜、現地対策本部及び県本部へ報告し情報を共有する。

(5) 消毒水の確保

農場等において、消毒水の確保が困難な場合には、散水車や消毒用タンクを積載したトラック等を配備して、市町村に消毒水の確保を依頼する。

3 資材受入・配送係

資材受入・配送係は、調達した資材等の保管場所への受入と農場等への配送を担う。

配送では、県職員が日頃運転しないトラックを、慣れない山道や夜間・早朝に運転することで、事故発生等が懸念されるため、地元運送業者等への配送委託が望ましい。突発的な防疫措置に対する緊急動員としては、地域の地理に詳しい普及センター職員等が適当であるが、適任者がいない場合は、市町村職員やJA職員等への依頼も検討する。また、運搬に際しては、大型トラックやフォークリフト等の運転、梱包時のロープワーク等を習熟している者を選任する。

(1) 配送準備

農場等への配送前に、まず、資材調達係とともに、先遣隊の事前調査票に基づき、必要とする資材等の仕分け、積み込み等を行う。この際、資材等の落下防止のために、無

理な積載はせず、適正な梱包や荷縛りを行う。

また、農場等において資材等の保管及び動員者の休憩場所として、現地テント、簡易トイレ、防疫フェンス等の手配も併せて行う。

(2) 経路地図

配送経路の設定に当たっては、配送遅延や誤送を防ぐため、右折左折場所の目標物を標記した経路地図を事前に市町村に依頼して作成する。また、農場等への進入道路の道幅等を勘案し、運搬車両の大きさを決定する。

さらに、多発期において、防疫作業箇所が多数にわたる場合には、効率的な作業が進められるよう予め配送順路や手順等を検討しておく。この際、県が所有する携帯型カーナビシステムについても、必要に応じて搭載利用を検討する。

なお、運搬車両での配送は、現地テントまでとし、発生農場内には進入しないよう指示し、荷降し後は十分に消毒を行う。

(3) 配送の手順（第1～3段階）

防疫作業の進捗に合わせて次の手順で配送する。

第1段階：農場等への出入りに必要な消毒用機材（動力噴霧機、タンク、消毒剤等）及び防疫作業従事者（動員者）の防護服関連資材を現地テント等に配送する。

第2段階：家畜の保定や追い込み等に必要な資材（ロープ、おもて、コンパネ等）を防疫作業従事者が農場等に入る前までに現地テント等に配送する。なお、家畜の殺処分直接使用する薬剤や医療用資機材（注射器、針、スノーホーン、電殺機、発電機等）は、家畜防疫員が現地家保から直接搬入する。

第3段階：農場内の清掃・消毒に必要な資材等（一輪車、角スコップ、竹ホウキなどの清掃用具）は、殺処分が完了する前までに配送する。また、炭酸ソーダや消石灰は、畜舎やたい肥舎の清掃が完了する前までに配送する。

注意事項

- ・資材等が多量に必要な場合には、荷降しに労力を要することから、フォークリフト等の重機が農場内に入る前に配送できるように手配しておく。
- ・配送にあたっては、事前に現場リーダーへ連絡し、荷降し作業等の時間調整を行う。

4 資材回収係

回収係は、防疫作業終了後、農場等に残された資材等の回収と再利用化や整備作業を行う。

資材等の回収は、農場等での防疫措置終了後、清浄性を確認した上で行うが、農場等の内外、現地テント等における清浄度、資材の種類に応じて分別回収し、洗浄・消毒してから再利用する。

また、防疫措置終了後のゴミも合わせて回収し、処分を行う。

(1) 資材等の分別と回収

資材等は、農家の所有物でないかを確認の上、再利用の可否により分別し、清浄度合い毎に運搬車両を別にして回収する。また、防疫措置が完了した農場等へ入る場合であっても、防疫措置時と同様の対応（防護服等を装着、消毒）で作業する。そのため、消毒用の動力噴霧機及びタンク等を搭載した軽トラック等を回収に同行させる。

なお、回収資材等の分別区分は、以下のとおりである。

分別区分	発生農場及び埋却地内の資材等	現地テント等の資材等
再利用が困難な資材等	消毒等により使用できなくなる資材等（紙袋の消石灰等）及び患畜に濃密接触したり、汚れがひどく洗浄が困難な資材等（コンパネ、おもて、ロープ等）	使用済み防護服等、雨水や汚れにより使用できない資材、梱包ゴミ
洗浄消毒等により再利用が可能な資材等	動力噴霧機、タンク、ホース、一輪車、角スコップ、竹ぼうき、木杭、ハンマー、未使用ロープほかの資材等	未使用資材等

(2) 動力噴霧機・タンク等

動力噴霧機の回収にあたっては、2名以上の労力が必要である。また、運搬車両への積み込みのためにラダーレールや道板を準備する。

回収後は速やかに動力噴霧機、タンク、ホース及びノズルの内部洗浄を確実に行うとともに、外部の洗浄・消毒を行う。消毒液に酸やアルカリを使用しているため、洗浄が不十分であるとパッキン等が劣化するので注意する。

なお、修理や長期保管のためのメンテナンスは、専門業者に委託する。

(3) 現地テント等

現地テントや簡易トイレ等については、消毒後、設営業者に依頼して撤収させる。

なお、簡易トイレは、撤収前に市町村に依頼して汲み取りを実施しておく。

(4) ゴミ等

防疫作業や回収作業に使用した防護服等は、汚染物品としてフレコンバック等に梱包、密封し外側の消毒を行った後、再利用する資材等とは別に回収し、処分する。

オ 再利用

回収した資材等のうち、再利用が可能な資材等は、回収後、再度洗浄・消毒を行い、乾燥後、家保の保管庫等へ移動する。備蓄に際しては、ビニール袋等でリパックして、種類やサイズごとに整理保管し、在庫管理を行う。また、継続発生する場合は、発生農場等へ搬入する資材等として再利用する。



【川南町役場での資材管理状況（平成22年）】

表9 資材等一覧

防疫作業資材	防疫作業資材	埋却地
<input type="checkbox"/> 動力噴霧機 <input type="checkbox"/> タンク <input type="checkbox"/> ホース (延長ホース) <input type="checkbox"/> ジェットノズル <input type="checkbox"/> 消石灰 (袋) <input type="checkbox"/> 消毒剤 (炭酸ソーダ、ビルコンS、クレンテ等) <input type="checkbox"/> フレコンバッグ (500L) <input type="checkbox"/> ブルーシート (10m×10m) <input type="checkbox"/> ロープ (各規格) <input type="checkbox"/> コンパネ (90×180) <input type="checkbox"/> ベニヤ板 (90×180) <input type="checkbox"/> 農業用ビニール (4×100m) <input type="checkbox"/> オモテ (頭絡) <input type="checkbox"/> 寒冷紗 <input type="checkbox"/> 一輪車 <input type="checkbox"/> 角スコップ <input type="checkbox"/> 竹ぼうき <input type="checkbox"/> 水タンク (10L) <input type="checkbox"/> ガソリン缶、燃料 <input type="checkbox"/> 軽油缶、燃料 <input type="checkbox"/> ラッカースプレー <input type="checkbox"/> カッター <input type="checkbox"/> マジック <input type="checkbox"/> インスタントカメラ 【その他】 <input type="checkbox"/> ジェットポンプ <input type="checkbox"/> エンジンオイル <input type="checkbox"/> 直管パイプ <input type="checkbox"/> 金槌、釘 <input type="checkbox"/> のこぎり <input type="checkbox"/> 工具 <input type="checkbox"/> ペンチ <input type="checkbox"/> 番線 <input type="checkbox"/> 肩掛け式散布機 <input type="checkbox"/> 道板 (ミチイタ) <input type="checkbox"/> 炭酸ガスポンペ (30kg) ※	<input type="checkbox"/> ボンベキャリア ※ <input type="checkbox"/> スノーホーン ※ <input type="checkbox"/> レンチ、スパナ ※ <input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> バルーンライト、投光器 <input type="checkbox"/> トランシーバー 生活資材 <input type="checkbox"/> タイベックス (防護服) <input type="checkbox"/> ゴム手袋 (薄手・厚手) <input type="checkbox"/> キャップ <input type="checkbox"/> ゴーグル <input type="checkbox"/> くもり止め <input type="checkbox"/> Nマスク <input type="checkbox"/> ゴム長靴 (各サイズ) <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> つなぎ <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> ガムテープ <input type="checkbox"/> 下着類 (シャツ、パンツ、くつ下等) <input type="checkbox"/> 雨合羽 <input type="checkbox"/> 消毒薬 (手指) <input type="checkbox"/> 救急箱、うがい薬 <input type="checkbox"/> 紙コップ <input type="checkbox"/> ハンドソープ <input type="checkbox"/> 紙タオル、トイレットペーパー <input type="checkbox"/> キッチンパック <input type="checkbox"/> はかり (天秤) <input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> 90Lポリ袋 <input type="checkbox"/> 飲料水 (茶) 設営関係 <input type="checkbox"/> 個人テント (更衣室代替) <input type="checkbox"/> 仮設テント (横幕付き) <input type="checkbox"/> 仮設トイレ <input type="checkbox"/> 長机、椅子 (休憩用)	<input type="checkbox"/> 動力噴霧機 <input type="checkbox"/> タンク <input type="checkbox"/> ホース <input type="checkbox"/> 消石灰 (袋・フレコン、粉剤・粒剤) <input type="checkbox"/> 消毒剤 (炭酸ソーダ等) <input type="checkbox"/> ブルーシート <input type="checkbox"/> 木杭 <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> ハンマー (どんちょう) <input type="checkbox"/> カッター <input type="checkbox"/> メジャー <input type="checkbox"/> 水タンク (10L) <input type="checkbox"/> デジタルカメラ <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> 投光器、バルーンライト <input type="checkbox"/> ガソリン缶、燃料 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> 発電機 事務用品 <input type="checkbox"/> 携帯電話、充電器、バッテリー <input type="checkbox"/> ゼンリン地図 <input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> FAX (受付会場) <input type="checkbox"/> 時計 (大きなもの) <input type="checkbox"/> 耐水紙 消毒ポイント ※道路 自主消毒ポイントなど <input type="checkbox"/> 動力噴霧機 <input type="checkbox"/> タンク <input type="checkbox"/> ホース <input type="checkbox"/> ノズル <input type="checkbox"/> ガソリン (缶) <input type="checkbox"/> バルーンライト <input type="checkbox"/> 発電機

※ 豚の殺処分時に使用

7 動員

1 県内からの動員に対して

(1) 前日の対応

- ① 県対策本部総括企画部が決定した防疫方針に基づき、作業に必要な人数を把握する。なお、まん延期には現地対策本部現地企画班が各現場での必要人数を算定し、県本部動員班に連絡する。
- ② 動員者の確保は、県職防疫従事予定者名簿に、あらかじめ登録されている本庁各部局の職員を優先して動員要請する。
- ③ まん延期や大規模農場で発生した場合など、県職員だけで対応が出来ない状況下では、関係市町村、団体へ派遣要請を行う。
- ④ 動員者が決まれば、自衛隊以外の動員者名簿を作成し、現地対策本部へ名簿を送付する。
- ⑤ 防疫従事者に対する留意事項・バイオセキュリティ対策などをまとめた諸注意事項の配付文書（113ページ）を動員者数分コピーしておく。

(2) 当日の対応

- ① 本庁各課からの動員者は、原則県庁に集合してバスで受付会場へ出発する。
- ② バス乗車時に受付用の名簿にて点呼し、チェックを行う。
- ③ 動員用諸注意事項を記載したチラシを受付時に動員者に配布する。
- ④ 変更者、欠席等が生じた場合は、速やかに現地対策本部へ連絡する。

2 県外からの派遣に対して

(1) 来県前の対応

県外の家畜防疫員を派遣要請する際には、防疫作業を効率的に進めるために、予定される防疫措置作業に対して、派遣される防疫員等の技術習熟度がわかる事前調査を国へ依頼する。

事前調査項目は、

- ア 業務経験年数
- イ 牛・豚の扱いの習熟度（牛に慣れている、豚に慣れている、不慣れ）
- ウ 殺処分従事経験の習熟度（リーダー経験の有無、牛又は豚の殺処分経験の有無）
- エ 病性鑑定の経験（有、無）、特にウイルス担当の経験（有、無）

(2) 来県日の対応

県外家畜防疫員等は来県日と離県日は原則防疫作業に従事しないように調整する。来県日には集合時間を決めて以下の内容の詳細説明を実施する。

- ① 従事期間中の作業内容
- ② 前日までの進捗状況
- ③ 宿舎到着後に行うバイオセキュリティ対策

- ④ 作業中の事故防止と事故対応等について
- ⑤ 離県時にウイルスを持ち出さないためのバイオセキュリティ対策
- ⑥ その後7日間の行動について（防疫措置実施時にバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認された場合は3日間に短縮可能）
- ⑦ 宿泊と移動方法等について

(3) 従事期間中の対応

県本部の動員班は、日毎に従事する獣医師、保定員、動員者別の派遣者リストを作成し、これを基に、往復のバス乗車確認用名簿、現地対策本部用従事者名簿、宿泊所別宿泊予定者名簿を作成し、それぞれ、現地対策本部、動員サポート班（普及センター）等関係する班・係に送付する。

防疫作業を効率的に進めるために、バスでの移動中に作業の進捗状況、主な作業内容、(作業の班分けまで済ませておくことベター)等について畜産職員等が説明する。現地の企画班は県職動員者や県外獣医師等の日毎派遣実績等について日報を作成する。

移動に必要なバスは出発地、経由地、受付会場までのコースを設定し、バス協会と連携し必要台数を確保する。受付会場から発生農場までの移動は現地対策本部と連携し、別途に仕立てたバスを確保する。出発地等では動員者の駐車場を確保しておく。

動員者は、受付会場で市町村や農協等職員と合流後、現地テントまで移動する。発生農場における防疫措置は、現場リーダーの指揮のもと連携して作業に従事する。

発生場所によっては、発生市町村の宿に宿泊する可能性があるため、動員サポート班は、まとめて宿泊できる宿を確認する。また、企画班は、食事等の準備に係る数量確認など、県本部動員班と連携して行う。

また従事した業務の種類等により宿泊場所を決めるなど、交差汚染を防止する対策をとる。



【動員者への注意事項の説明】



【副知事（当時）より動員者への謝辞】

8 防疫従事者の留意事項・バイオハザード対策

■1 防疫従事者の留意事項

1 周知

- (1) 防疫従事者に対して、出勤要請日前日の正午までに、受付会場・時間、移動手段、作業場所、作業内容等を県対策本部動員班より通知する。現場では受付後、担当者の指示に従うことも併せて通知する。
- (2) 自宅で牛、豚、山羊、羊等の偶蹄類動物を飼育している者、同居者が偶蹄類動物に接触する機会がある者は、農場内防疫作業に従事できないため、通知のあった当日中に、上司を通じて県対策本部動員班へ報告する。
- (3) 動員班から事前に配布される留意文書で、作業内容、農場におけるバイオセキュリティ対策及び留意事項を確認する。
- (4) 防疫作業従事期間中及び作業終了後7日間（又は3日間※）は畜産農家、動物園、ペットショップ等の偶蹄類動物が飼養されている施設に立ち入らないこと。さらに、その同居者も同様に立ち入らないよう依頼すること。
※ 防疫作業実施時や農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されている場合
- (5) 防疫作業前日は早く就寝するなど、体調管理に努めること。

2 防疫従事者が準備するもの

- (1) 受付会場までの通勤服：着替えやすく、洗濯可能な洋服／靴
- (2) 作業服：受付会場にて配付するが、作業ズボンは配付しないため持参可。（消毒剤による皮膚障害対策）
女性は、ブラトップ、短パン等を作業用と作業後の移動用の2着分ビニール袋に入れて持参する。（状況によっては、テント外でTシャツ、ズボンを更衣してもらうことがあるため。）
- (3) ビニール袋：通勤靴や通勤服を収容する袋。
作業服等を持ち帰る場合の袋（持ち帰らない場合は不要、45Lポリ袋等）
- (4) その他：現地対策本部等の資材班に割り振られた者は、配送作業があることから、運転免許証・携帯電話をジップロック等に入れて携帯する。
重機のオペレーターは、免許証をジップロックに入れて携帯。なお、作業時に業務上携帯電話を利用するオペレーターは、携帯電話をジップロックに入れて携帯する。
髪の長い従事者は、髪留ゴムを持参する。

3 貴重品等

- (1) 動員者の受付会場には、貴重品置き場がないので、貴重品は原則持ち込まない。
持ち込む私物は必要最低限とすること。
- (2) 受付会場から農場へ持ち込める私物は、移動時の服、作業服持ち帰り用ビニール袋のみ。（農場へは携帯電話やカメラは持ち込まない。喫煙は可能だが、残ったた

- ばこ等は場内で廃棄する。また、防護服のファスナーを場内で降ろすことは禁止する。)
- (3) 通勤服、靴、その他私物（時計、携帯電話、カメラ等）は、ビニール袋に入れて一つにまとめ、袋に所属・名前を書いて、受付会場の指定された場所に保管すること。

4 支給されるもの

(1) 作業服

Tシャツ、下着、靴下、サンダル、防護服等を受付会場で支給。

- * 作業服は作業終了後現地テントにて廃棄または浸漬消毒後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒後、各自持ち帰り洗濯する。

(2) 移動時の服（作業終了後、農場から受付会場へ戻る際の服）

Tシャツ、下着、靴下、防護服、タオル等を現地テントで支給。

(3) シャワー後の服

タオル、Tシャツ、下着、脱衣後の衣類を収容するビニール袋、女性は防護服等もシャワー施設で支給。シャワーがない場合は受付会場で支給。

- * 移動時の服は、シャワー後（シャワーがない場合は受付会場で更衣後）に廃棄または浸漬消毒後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒後、各自持ち帰り洗濯する。

(4) 昼食、飲み物：現地テントで支給。

(5) 農場で使用するタオル2枚程度：現地テントで支給。農場内で使用したものは廃棄または浸漬消毒後回収。洗顔後に使用したタオルは廃棄または消毒後回収。

5 健康管理への配慮（109～111ページ参照）

(1) 受付会場において受付後、希望者は保健師等による健康相談（血圧、体温測定）を受け体調の良否を自身で判断する。

なお、体調不良等がある場合は、必ず受付送迎担当者へ自主申告する。

- ※ 健康相談は原則として現地対策本部から市町村に依頼するものとするが、同時多発やまん延等で対応が困難な場合は、現地対策本部は市町村と協議の上、県本部に動員要請する。連絡を受けた県本部は、「災害時等における健康相談・健康管理業務に関する協定」に基づき、(社)宮崎県看護協会に支援を要請する。

看護師等がさらに不足する場合は、県本部は、福祉保健課と連携して、保健所の協力について検討する。

(2) 現場リーダーは、気候・気象条件等を考慮した上で、休憩時間を適宜増やすなどして、作業者の体調管理に十分留意する。

(3) 気分が優れない等異常を感じた場合には、すぐに現場リーダーへ申し出る。

(4) 熱中症予防のため、水分はこまめにとる。

6 労働安全への配慮（109～111ページ参照）

(1) 現場リーダーは、作業者の安全性確保のため注意事項について十分説明する。

(2) 現場リーダーは、現場責任者として、作業従事者の安全確保のための作業工程の監視や注意喚起に努める。

- (3) ケガや疲労等を感じた場合や、薬剤や消毒薬等が目に入った場合には、すぐに現場担当者に申し出る。
- (4) 消毒薬散布作業では、必ずゴーグルを着用する。
- (5) 農場内では、重機や車両と一緒に作業するため、それらの動きに十分注意を払う。
なお、重機や車両の交通整理を行う人員を配置する。
- (6) 農場や埋却地で家畜等を吊り下げている下には絶対に行かない。
- (7) 2階に保管されている飼料等を降ろす場合には、下に人がいないことを確認するなど、現場リーダーは注意喚起する。
- (8) 家畜の動きに注意するとともに、無理に家畜を誘導しないこと。
- (9) 薬剤の入ったシリンジを人の目に向けない。
- (10) 獣医師は、薬剤を注射する際、圧力により針がシリンジから外れ、眼に薬剤が入る危険性があるため、ゴーグルをかける等自衛する。

■2 バイオセキュリティ対策

農場や埋却地から口蹄疫ウイルスを持ち出さないためのバイオセキュリティ対策として、現地対策本部の責任者から説明される入退場手順、留意事項を遵守する。

また、農場及び埋却地は、「清浄区域」と「汚染区域」に区分し、その境目を「防疫ライン」として設定する。

1 農場及び埋却地への入場手順および留意事項

(1) 受付会場

ア 防疫従事者は、自宅等から発生農場もしくは埋却地、現地テントに直行又は直帰せず、必ず現地対策本部が定めた受付会場を経由すること。

イ 117ページの入場の流れに沿って、受付、作業内容説明、作業服を受け取り着用の。私物は指定場所に保管する。

ウ 必要最低限の荷物を持ち、バスへ乗車する。農場へ持って行くものは、原則、移動時の服、たばこ、ビニール袋のみとする。(102ページ「貴重品等」参照。)

(2) 移動

バスで移動中、防護服脱着等留意事項(113ページ配付文書)について再確認を行う。

(3) テント入場

ア 115ページの入場の流れに沿って、テントへ入場するが、バイオセキュリティの観点から、動線が決められているので、動線に従い入場する。

イ サンダルを指定場所で脱いでテントへ入る。

防護服等を受け取り、着用する(115～116ページの着衣方法参照)。

ウ 携帯した荷物を指定場所へ置く。

エ 長靴を受け取り、指定場所で履く。

オ 防護服前後に、所属/氏名を記入する。

カ 現場リーダーは、班分け、作業内容、留意事項を再度説明する。

キ 防護服に、現場リーダーから指示された班(係)名を記入。農場内で使用する長

靴にはマークをつける。

(4) 農場入場

ア オペレーター

作業中はディスポキャップの上に、ヘルメットを着用し、作業終了後はヘルメットの内外を十分消毒する。

なお、保安上、防護服のキャップを被ることに支障がある場合には、首にタオルを巻き、そのタオルは退場時に廃棄する。

防護服等の着衣完了後、現場リーダーの指示に従い、汚染区域へ入場する。

イ 家畜死体等運搬車両運転手

運転手は、汚染区域では車両の窓や扉は決して開かず、車両から降りない。なお、誤って降りた場合は、清浄区域へ出る時に車内全体（天井、足マット、ペダル、ハンドル、シートベルトを含む。）を噴霧消毒、拭き取り消毒し、その後防護服を消毒し脱衣する。

その他の留意事項は、オペレーターに準じる。

ウ 防護フェンス設置業者等

オペレーターに準じる。

エ 共通留意事項

携帯電話、トランシーバーは、防疫作業上、外部と連絡をとる必要がある現場リーダー、オペレーター等だけが、汚染区域へ持ち込み可とする。なお、防水ケースやビニール袋に密封した状態で使用し、清浄区域へ持ち出す時は、袋の上から十分消毒する。仮にビニール袋が破れた場合は、拭き取り消毒する。

カメラは、現場リーダーが認めた者のみ汚染区域へ持ち込み可とする。



2 農場及び埋却地での作業中の留意点

- (1) 汚染区域では防護服の着脱は絶対行わない。さらに防護服のファスナーの開閉、フードや手袋の着脱、防護服の脱衣も原則禁止する。
- (2) トイレは、バイオセキュリティの観点から、清浄区域に設置してある。このため、防護服の消毒等の脱衣手順に従い脱衣後、外のトイレで済ませる。汚染区域内では決して用を足さないようにするが、我慢はしない。
- (3) 清浄区域へ退場する必要がある場合には、消毒担当者の指示に従い全身消毒後、脱衣マニュアルに従って脱衣する。(117ページ)
- (4) 家畜死体等の運搬車両は、汚染区域で車両全体の消毒を受けた後、清浄区域へ移動。さらに、清浄区域で再度タイヤ周りを消毒してから埋却地または農場へ向かう。運転手は、途中で寄り道は絶対しない。
- (5) 農場内では、笑い声を立てない。

3 農場及び埋却地からの退場手順及び留意点

(1) 全身消毒

ア 防疫ライン手前の汚染区域消毒場所において、両腕を上げた状態で、頭から足下

まで、消毒担当者より動噴の細霧で消毒を受ける。(消毒係は、動力噴霧器で人体を消毒する場合、ノズルを開き、広範囲に柔らかく消毒薬がかかるように調整する。)

イ 両手をこすりあわせて細霧消毒を行う。

ウ 長靴表面及び長靴裏の汚れを、消毒担当者が動噴で確実に洗い流す。その際、動員者は、消毒係に背を向け、長靴のかかとを挙げて靴底を見せるようにして、靴底を洗浄しやすくする。(靴底は畜糞等が付着している場合が多いため、消毒係は動噴のノズルを絞り消毒薬を勢いよく噴射して汚れを落とす。)



【身体全体の消毒】



【靴底の消毒】

エ オペレーター

オペレーターは、消毒担当者が重機の全体消毒（運転席内も含む）を行っている間に、全身消毒を受け、脱衣場所で脱衣し、ヘルメットは内外消毒後ヘルメット回収袋へ入れる。

長靴裏を再消毒後、運転席へ戻り、重機を清浄区域へ移動させる。清浄区域へ移動後、再度、運転席足下、長靴裏、車両のタイヤ周りを消毒する。

社用車で会社へ移動する場合には、車は清浄区域で車両消毒を受けるとともに、会社到着後、さらに車内全体の噴霧消毒、拭き取り消毒を実施する。

オ 家畜死体等運搬車両運転手

最終搬出終了後は、清浄区域にてタイヤ周りの消毒、運転手の全身消毒、脱衣を行う。新たな防護服の着衣後、会社の事務所等へ戻り、車内全体（天井、足マット、ペダル、ハンドル、シートベルトも含む）の噴霧消毒、拭き取り消毒を実施する。

カ 防疫フェンス設置業者等

汚染区域に持ち込んだ資材等は廃棄、あるいは十分に消毒後、清浄区域へ持ち出す。持ち出した資材は、ビニール袋等に入れて会社へ持ち帰り、浸漬できるものは浸漬消毒する。

社用車の消毒は前述に準じる。

(2) 脱衣

ア 112ページに示す汚染区の脱衣場所で、現場サポート係の指示に従い脱衣する。
(117ページの脱衣方法を参照)

ここでは基本的に外側防護服の脱衣であるが、内側防護服に汚れがしみていたり、

破れている場合には、この場所で内側の防護服も脱衣する。

現場リーダーについては、状況に応じて内側防護服、Tシャツ等まで脱衣させる場合がある。

イ 防疫ラインに踏込消毒槽を設置し、脱衣後は消毒槽で消毒後、防疫ライン外へ出る。(踏み込み消毒槽の代わりに、農場外設置の動噴を用いて長靴消毒も可)

なお、踏込消毒槽は、複数用意し、液が汚れたら随時交換する。地面に石灰を散布しているため、消毒液はアルカリ性のもの(炭酸ソーダ等)を使用する。

(3) 着替え

テント内にウイルスを持ち込ませないため、テントに入る前に着替える。

なお、身体には、ウイルスが付着している可能性があるため、下記手順でバイオセキュリティ対策を行う。

ア 内側防護服を脱衣後、廃棄する。

イ 洗顔、手洗い、うがい後、タオルを受け取り、顔等を拭き、タオルを廃棄する。その後、手指を消毒する。

ウ 長靴を脱ぎ、靴下を廃棄しテントへ入る。

長靴の内側まで汚れが入った場合には、足も入念に消毒を行う。

エ 移動時の服を受け取り着替える。農場内で着用していたTシャツ、下着等を廃棄後手指消毒。または、それら衣類を浸漬消毒後ビニール袋に入れ、ビニール袋外装及び手指を噴霧消毒後持ち帰る。

オ サングルを履いてテントを出る。

(4) 移動

ア 乗車前に、防護服のフードを被る。

イ 手指消毒、サングル消毒後乗車する。

(5) 受付会場

ア 手指消毒、サングルの消毒を行う。

イ タオル、Tシャツ、パンツ、ビニール袋を受け取り、シャワー室へ移動する。

女性動員者に対しては、その際にツナギまたは防護服も一緒に渡す。

ウ 防護服を廃棄し、着ていた衣類等をビニール袋にまとめて入れ、口を閉じる。これらの衣類等は、その場で廃棄するか、浸漬消毒後ビニール袋に入れて持ち帰り、洗濯。ビニール袋は可燃ゴミとして廃棄する。

エ シャワーの際には、鼻、耳の中まで入念に洗浄する。シャワー後の服に着替えた後、帰宅用通勤服を受け取り着衣する。

オ シャワー設備がない場合には、洗顔後、消毒薬噴霧後(クエン酸等)、着ていた衣類は、下着を含め全て着替え、頭と首にタオルを巻く。手指消毒後解散。

カ 解散後は、寄り道をせずに直帰し、直ちに、衣類、靴、ビニール袋を全て漬け込み消毒(家庭にあるハイターで可)し、ビニール袋は可燃ゴミとして廃棄する。

また、自宅では直ちにシャワーを浴び、鼻や耳の中も含め入念に体を洗う。シャワー後にはうがいをする。

4 作業従事期間中及び作業終了後の留意点

- (1) 防疫従事者は従事期間中及び作業終了後7日間（又は3日間※）は畜産農家、動物園、ペットショップ等の偶蹄類動物のいる施設へは立ち入らない。畜産関係者との接触も控える。
- (2) 農場、埋却地で使用した重機、車両、資材は、作業後7日間（又は3日間※）は偶蹄類動物がいる施設で使用しない。
※ バイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認されている場合

熱中症対策について

熱中症は、梅雨の合間に突然気温が上がった日や梅雨明けの蒸し暑い日などの高温多湿の環境で起こりやすく、また身体が暑さに慣れていない作業初日に起こりやすくなります。特に、防疫作業における通気性や通湿性の悪い防護服を着用しての作業は、汗による体温降下作用が悪くなり、熱中症が生じやすくなりますので、注意が必要です。

熱中症の予防

【持病を持っている方へ】

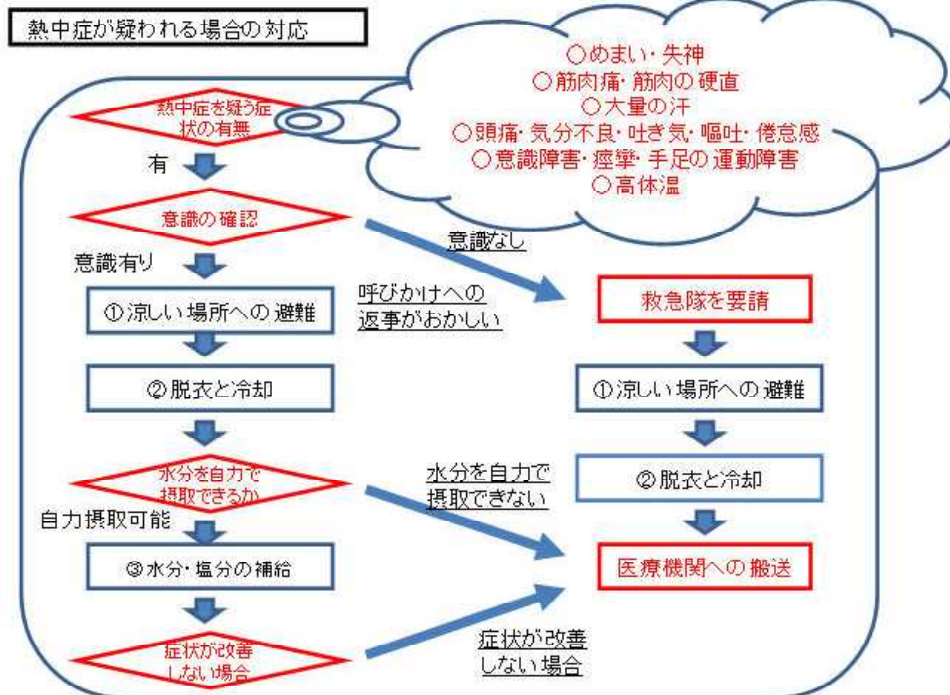
以下の病気を持っている方は、熱中症を起こしやすいので、特に注意をして、体調不良時には早めに申し出て下さい。

- 糖尿病
- 精神・神経疾患
- 高血圧、心疾患
- 風邪等による発熱
- 腎不全
- 下痢等での脱水
- 肥満

【作業前日や当日の注意】

熱中症の予防には、日常の健康管理が大事です。

- 前日は、十分な睡眠を。
- 前日は禁酒、2日酔いは厳禁。
- 朝食は必ず摂取を。
- 作業の強度に応じて、適宜休憩を。
- 作業前後及び作業中には、定期的に水分・塩分の補給を
※0.1~0.2%食塩水やスポーツドリンクを



消毒剤による皮膚障害等について

皮膚・粘膜障害の予防のために

防疫作業で消毒に使用している消石灰及び炭酸ソーダは、水に溶けると強アルカリ性を示し、皮膚・粘膜等に障害を起こします。そのため、消毒剤を取り扱う作業時には、肌や眼に触れないように、手袋、防護服やゴーグル及びマスクを適切に装着しておく必要があります。

また、作業後には、流水、石鹼で十分に洗い流すとともに、汚染された手や衣類が顔眼に触れないように十分に注意して下さい。

汚染された衣類は再使用する前に、洗濯して下さい。

作業時の注意ポイント

- 暑い時期でも、長袖、長ズボンの着用した上に防護服を着る。
- 防護服と手袋の間、長靴と防護服の間にガムテープを巻く。
- 首回りはタオルでの防御を。
- マスクは二重着用し、休憩毎に取り替える。
- 休憩時には、うがい、手洗い、洗顔を。

皮膚・粘膜障害の応急措置等について

【眼に入った場合】

[症状] 眼の充血・痛み、角膜等のびらん

[対応]

- ① 直ちに眼科に連絡し受診を
- ② 応急措置として、きれいな水で15分以上、洗う。



【皮膚に付着した場合】

[症状] 刺激、発赤、ざらつき、痛み、皮膚の乾燥、水疱、びらん

[対応]

- ① 汚染された衣類を脱ぐ
- ② 皮膚を多量の水と石鹼で洗う
- ③ 皮膚刺激がある場合や気分が悪い場合は、医療機関で受診



【吸入した場合】

[症状]

咽頭痛、咳、灼熱感

[対応]

- ① 新鮮な空気のある場所に移動
- ② 呼吸しやすい姿勢で休息
- ③ 気分不良の場合は、医療機関で受診

【飲み込んだ場合】

[症状]

灼熱感、腹痛、胃けいれん、嘔吐

[対応]

- ① 水で口の中をすすぐ
- ② 気分不良の場合は、医療機関で受診

医療機関受診時の留意事項

防疫作業中の体調不良や負傷等により現場から直接医療機関を受診する場合、以下のような口蹄疫ウイルスのまん延防止対策をお願いします。

なお、口蹄疫は基本的に人に感染しないことから、人（医療従事者）への感染を心配する必要はありません。

現場での対応

【現場においてできる応急措置例】

例1. 消毒剤による障害 → 「消毒薬による皮膚障害等について」を参考に

例2. 熱中症 → 「熱中症対策について」を参考に

例3. 多量の出血等の場合 → 圧迫等による止血等の処置

【患者を清潔な状態にする】

①自力で着脱等が可能な場合

防護服全体の消毒→脱衣→靴の履き替え→手洗い→うがい→洗顔→手洗い

②自力での着脱等が困難な場合

周囲の方が、可能な範囲で上記手順に従い、着脱等を行い、汚染されていると思われる部分や顔、手などの消毒剤による清拭（拭き取り）を行う。

※1 防護服の表面（汚染されている側）が、本人の衣服等に触れないように注意。

2 防護服の脱衣が困難な場合は、はさみで防護服を切断して脱がせる。

救急隊及び医療機関への情報提供

○患者の症状、発症時の周囲の状況等の情報提供

○患者の汚染状況等の情報提供

①手順通りの着脱等が実施されている場合

→ 通常の診療で対応可能、特別な感染対策は必要ないことを伝えてください。

②手順通りの着脱等が実施されていない場合

→ ガウン、マスク、グローブを使用し、使用後は感染性廃棄物として廃棄するよう伝えてください。

(なお、救急隊には搬送後塩素系消毒薬等による車内清拭を行うよう伝えてください。)

○MSDSの準備と提供

医薬品や消毒薬等による障害の場合、あらかじめMSDSを準備しておき、救急隊や医療機関に対して手渡すこと。

※ MSDS

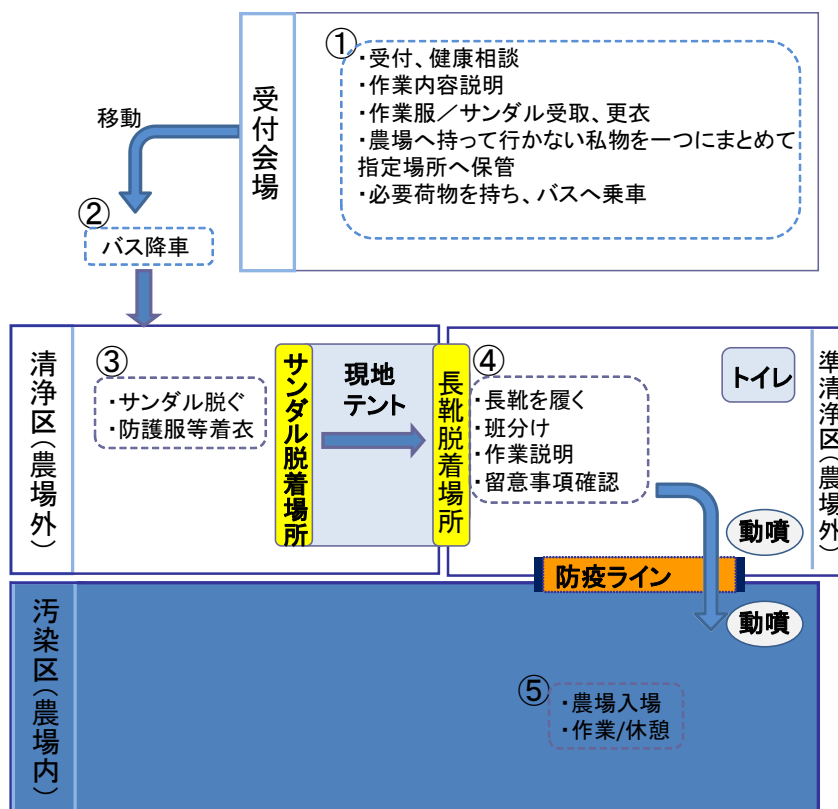
化学物質安全性データシート、または製品安全データシート（Material Safety Data Sheetの略）は、化学物質や化学物質が含まれる原材料などを安全に取り扱うために必要な情報を記載したもの。

参考

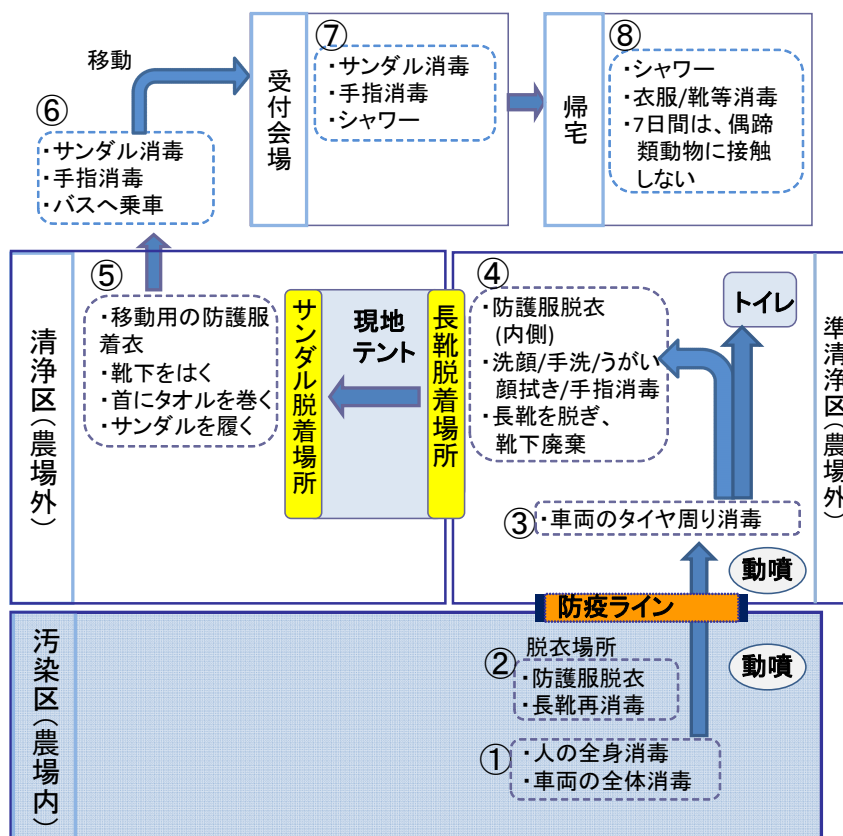
○防疫作業後に後日受診する際、特別な感染防止対策は必要ありません。

○なお、口蹄疫ウイルスは、塩素系消毒薬等の多くの消毒薬に感受性があります。

【受付会場から農場及び埋却地入場の流れ】



【農場及び埋却地から受付会場・帰宅までの退場の流れ】



■3 口蹄疫防疫従事者への配付文書(移動バス内)

農場内には、口蹄疫ウイルスが存在します。

あなた自身が農場外にウイルスを持ち出す媒介者とならないよう、バイオセキュリティの徹底をお願いします。

○ 健康管理、保安上の留意事項

- ・気分が優れない等異常を感じた場合には、すぐに現場リーダーへ申し出る。
- ・トイレに行くことを我慢しない。
- ・ケガや疲労等を感じた場合や、薬剤や消毒薬等が目に入った場合等には、すぐに現場リーダーに申し出る。
- ・消毒薬散布作業では、必ずゴーグルを着用する。
- ・農場内では重機や車両も一緒に作業するため、それらの動きに注意を払う。

○ 農場・埋却地入場時の留意事項

- ・農場へ持って行くものは、必要最低限のみ（移動時の服、ビニール袋）にする。
- ・テントは、動線が決められているので、動線に従い入場する。
- ・サンダルは指定場所で脱ぐ。
- ・防護服等は定められた方法で着衣する。
- ・農場内で使用する長靴にはマークをつける。

○ 農場・埋却地での作業中の留意事項

- ・場内において、防護服の着脱をしない。フードはかぶったままが基本。
- ・トイレは、場外に設置してあるトイレを使用する。
- ・場外へ退場する必要がある場合には、全身消毒後、脱衣する。この際、消毒担当者の指示に従う。
- ・場内では、笑い声を立てない。

○ 農場・埋却地からの退場手順および留意点

- ・長靴に洗い残しがないか確認し、洗い残しがある場合には、再度動噴で洗い流す。
- ・脱衣は、下記事項に留意しながら消毒担当者の指示に従い脱衣する。
 - 1 汚染面で髪、顔、内側の防護服等の清浄面に触れない。
 - 2 状況に応じて内側防護服、Tシャツ等まで脱衣させることがあります。
- ・脱衣後は消毒槽で長靴を消毒後、防疫ライン外へ退場する。
- ・防疫ライン外にて洗顔、手洗い、うがい後、タオルを受け取り顔等を拭き、タオルを廃棄する。その後、手指消毒する。
- ・長靴を脱ぎ、靴下を廃棄しテントへ入る。

なお、長靴の内側まで汚れている場合、足も消毒してもらう場合があります。
- ・テントにて移動用の服を受け取り着替える。脱衣したTシャツ、下着等は廃棄または浸漬消毒後ビニール袋に入れ、袋外装及び手指を噴霧消毒後持ち帰る。
- ・乗車前に、防護服のフードを被り、手指及びサンダルを消毒後乗車する。